宇都宮の環境

(環境状況報告書 令和2年度版)

資料編

令和3年3月

宇都宮市

目 次

第1部 環境の状況

1	大気環境	関係	
	1	本市の自家用車保有台数とバス輸送人員の推移	5
	2	大気環境に係る環境基準等	6
	3-1	大気汚染状況常時監視測定局地点	7
	3-2	大気汚染状況常時監視測定項目	7
	4	二酸化硫黄の経年変化	8
	5 6	二酸化窒素の経年変化	8
	6 7	一酸化炭素の経年変化 浮遊粒子状物質の経年変化	8 8
	/ 8-1	ア避ねすれ物員の程中変化 光化学オキシダント環境基準達成率の経年変化	9
	8-1 8-2	光化学スモッグ注意報等発令回数	9
	9	非メタン炭化水素指針値達成率の経年変化	9
	10	酸性雨(pH)の経年変化	9
	11	微小粒子状物質(PM2.5)の経年変化	9
	12	微小粒子状物質(PM2.5)注意喚起回数	9
	13	有害大気汚染物質の経年変化	10
	14-1	アスベスト環境調査地点	11
	14-2	アスベスト濃度の経年変化	11
	15	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の設置状況	12
	16	大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設の設置状況	12
	17	大気汚染防止法に基づく水銀排出施設の設置状況	12
	18 19-1	大気汚染防止法に基づく立入検査結果 大気汚染防止法に基づく粉じん発生施設の設置状況	12 13
	19-1 19-2	スメルラ架の正法に参うへ初しん先生施設の設置水池 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく粉じん発生施設の設置状況	13
	20-1	が、インスの大生寺に関する米がに盛り、初りが光上池設の設置状が、 ダイオキシン類環境調査地点(大気)	14
	20-2	ダイオキシン類の経年変化(大気)	14
	21	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置状況(大気基準適用施設)	15
	22	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査結果(大気基準適用施設)	15
	23	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設に係る自主測定結果(大気基準適用施設)	16
2	水•十壌環	最境関係	
_	1	水・土壌環境に係る環境基準	17
	2	公共用水域水質調査地点	19
	3	公共用水域水質測定結果(生活環境項目)	20
	4	公共用水域水質測定結果(健康項目)	21
	5	公共用水域水質測定結果(特殊項目)	23
		公共用水域水質測定結果(要監視項目)	
	6-1		24
	7	地下水水質測定結果(概況調査)	25
	8	地下水水質測定結果(定期モニタリング調査)	27
	9	ゴルフ場の農薬使用に伴う水質測定調査結果	29
	10-1	水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置状況	31
	10-2	水質汚濁防止法に基づく有害物質貯蔵指定施設の設置状況	31
	11	栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設の設置状況	32
	12	水質汚濁防止法等に基づく立入検査結果	32
	13-1	ダイオキシン類環境調査地点(河川水質,河川底質)	33
	13-2	ダイオキシン類の経年変化(河川水質,河川底質)	33
	13-3	ダイオキシン類環境調査地点(地下水、土壌)	34
	13-4	ダイオキシン類の経年変化(地下水)	34

	13-5 14 15 16	ダイオキシン類の経年変化(土壌) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置状況(水質基準適用施設) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査結果(水質基準適用施設) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設に係る自主測定結果(水質基準適用施設)	35 36 36 36
3	その他生	活環境関係	
	1	騒音,振動,悪臭に係る環境基準等	37
	2	騒音に係る特定施設の設置状況及び特定建設作業の状況	38
	3	振動に係る特定施設の設置状況及び特定建設作業の状況	39
	4-1	東北新幹線騒音振動調査地点	40
	4-2	東北新幹線騒音の経年変化	40
	4-3	東北新幹線振動の経年変化	40
	5-1	航空機騒音測定地点	41
	5-2	航空機騒音の経年変化	42
	5-3	航空機騒音測定結果	43
	6-1	自動車騒音環境基準達成率の経年変化	44
	6-2	自動車騒音環境基準達成状況の評価結果(道路種類別)	44
	7	栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭に係る特定施設の設置状況	44
	8	公害等に係る苦情処理件数の経年変化	45
第2	部環境行	テ政のあゆみ	
1	環境行政	のあゆみ	47
2	宇都宮市	環境基本条例	54

第1部 環境の状況

1. 大気環境関係

1 本市の自家用車保有台数とバス輸送人員の推移

	自	家用車(軽自動車含	;)	バ	ス
年 次	200 also 5. Met	1世帯当た	0保有台数	輸送人員	وداد د سب
	保有台数	本 市	全国平均	(千人)	系統数
昭和61年度 (1985)	131,800	_	_	31,159	171
平成 2年度 (1990)	164,200	1.10	_	29,928	167
平成 7年度 (1995)	199,800	1.29	0.97	25,657	130
平成 8年度 (1996)	209,000	1.33	1.00	24,523	139
平成 9年度 (1997)	217,700	1.36	1.03	23,424	155
平成10年度 (1998)	224,300	1.38	1.05	21,740	156
平成11年度 (1999)	229,100	1.39	1.05	20,148	153
平成12年度 (2000)	234,500	1.40	1.07	19,222	155
平成13年度 (2001)	246,500	1.43	1.09	17,828	155
平成14年度 (2002)	252,600	1.45	1.10	18,219	165
平成15年度 (2003)	257,300	1.45	1.10	17,275	166
平成16年度 (2004)	263,212	1.46	1.11	16,900	165
平成17年度 (2005)	268,700	1.46	1.11	16,280	150
平成18年度 (2006)	300,069	1.49	1.11	15,199	142
平成19年度 (2007)	301,875	1.48	1.10	15,341	146
平成20年度 (2008)	304,126	1.47	1.09	14,359	144
平成21年度 (2009)	307,598	1.47	1.08	13,610	142
平成22年度 (2010)	310,431	1.48	1.08	13,032	141
平成23年度 (2011)	315,152	1.48	1.08	13,621	140
平成24年度 (2012)	318,488	1.48	1.08	13,718	163
平成25年度 (2013)	325,291	1.47	1.07	13,888	164
平成26年度 (2014)	329,516	1.47	1.07	13,840	169
平成27年度 (2015)	333,590	1.47	1.07	14,037	156
平成28年度 (2016)	337,846	1.47	1.06	14,262	159
平成29年度 (2017)	341,246	1.47	1.06	14,107	162
平成30年度 (2018)	343,588	1.47	1.05	14,574	165
令和元年度 (2019)	345,077	1.46	1.04	10,466	168

2 大気環境に係る環境基準等

物質名	性 質	環境基準等
二酸化硫黄 (SO ₂)	石油や石炭等の硫黄を含む化石燃料の燃焼に伴い発生する。 高濃度で呼吸器系に影響を及ぼす恐れがある。 酸性雨の原因物質でもある。	1時間値の1日平均値が 0.04(ppm)以下であり, かつ, 1時間値が 0.1ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	石油やガス等の燃焼に伴い発生する。高濃度で呼吸器系に影響を及ぼす恐れがある。酸性雨の原因物質でもある。	1時間値の1日平均値が0.04(ppm)から0.06(ppm)までのゾーン内またはそれ以下であること。
一酸化炭素 (CO)	炭素や炭素化合物が不十分な酸素での燃焼に伴い発生する。高濃度で中枢神経に影響を及ぼす恐れがある。ディーゼル自動車に含まれる 微粒子が特に問題となっている。	1時間値の1日平均値が 10(ppm)以下であり, かつ, 1時間値の8時間平均値が 20(ppm)以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	大気中に浮遊する粒径 10(μm)以下の粒子状物質をいう。高濃度で呼吸器系に影響を及ぼす恐れがある。主な発生源に工場等のばいじんやガソリン自動車の排出ガスがある。	1時間値の1日平均値が 0.10(mg/m³)以下であり, かつ, 1時間値が 0.20(mg/m³)以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	工場や自動車から排出された窒素酸化物や炭化水素が,太陽の紫外線により光化学反応を起こして生成される酸化性物質をいう。高濃度で目の粘膜への刺激や呼吸器系に影響を及ぼす恐れがある。	
微小粒子状物質 (PM2.5)	浮遊粉じんのうち、粒径 2.5(μm)以下のもの。浮遊粒子状物質(SPM)よりも健康に有害な影響を与える可能性が高いとされている。主な発生源としては、工場等のばい煙発生施設や自動車(一次生成)と、工場や自動車から排出される硫黄酸化物等が大気中で光やオゾンと反応して生成(二次生成)されることが挙げられる。	1年平均値が 15(μg/㎡)以下であり, かつ, 1日平均値が 35(μg/㎡)以下であること。
ベンゼン	揮発性が高く、特有の臭気をもつ可燃性の液体で、溶剤やガソリンのアンチノック剤などに使用される。発ガン性が認められている。	1年平均値が 3(μg/㎡)以下であること。
トリクロロエチレン	揮発性をもつ不燃性の液体で、金属や機械部品の脱脂・洗浄剤、一般 溶剤等に使用される。吸入により頭痛・吐き気や接触による皮膚炎等を おこす。	1年平均値が 130(μg/m³)以下であること。 ※ 平成30年11月19日改正(200→130μg/m³)
テトラクロロエチレン	有機塩素化合物の一つで、無色透明で不燃性の液体。ドライクリーニング用の洗浄剤や金属の脱脂洗浄剤等に使用される。吸入により頭痛や吐き気をおこし、接触により皮膚炎をおこす。	
ジクロロメタン	有機塩素化合物の一つで、無色透明で揮発性を有する可燃性の液体。 塗料の剥離材やプリント基板の洗浄剤等に使用される。 吸入によりめまいや嘔吐、知覚障害をおこす。	
ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン(PCDD), ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF), コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の総称。 塩素を含むごみを燃焼させた場合等に発生し, 人の健康に重大な影響を与える恐れがある。	1年平均値が 0.6(pg-TEQ/㎡)以下であること。
非メタン炭化水素 (NMHC)	炭素と水素から成り立っている化合物の総称。光化学スモッグの原因物質とされており、主な発生源にガソリン自動車の排出ガスがある。	※濃度指針 午前6時から9時までの3時間平均値が0.20(ppmC)から0.31(ppmC)の範囲以下であること。

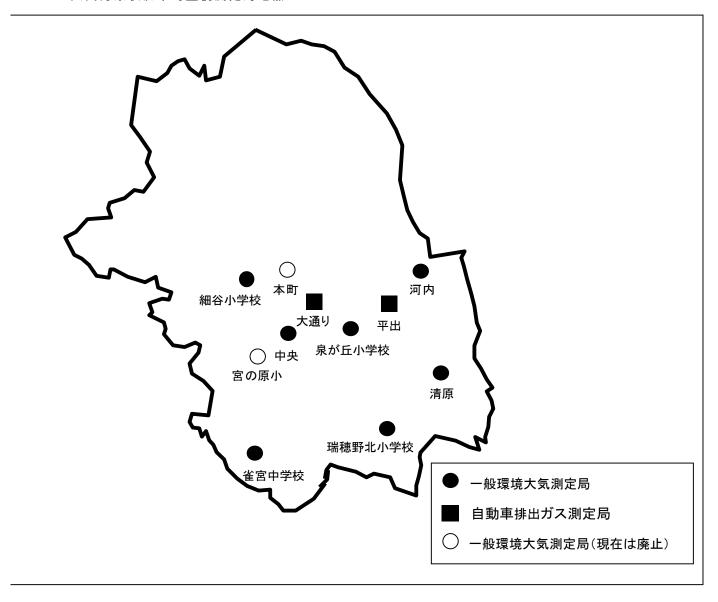
※ ppm 1(ppm(ピーピーエム))=1(m³)の1(cm³)(100万分の1)

※ μ m 1(μ m(マイケロメートル))=100万分の1(m)

※ μg 1(μg(マイクログラム))=100万分の1(g)

※ pg 1(pg(ピコグラム))=1兆分の1(g)

※ TEQ 毒性等量。ダイオキシン類全体の毒性の強さを表す。



3-2 大気汚染状況常時監視測定項目

	測定局	所在地	二酸化 硫黄 (SO ₂)	二酸化 窒素 (NO ₂)	一酸化 炭素 (CO)	浮遊粒子 状物質 (SPM)	光化学 オキシダント (0x)	非メタン 炭化水素 (NMHC)	微小粒子 状物質 (PM2.5)
_	−般環境大気測定	局							
1	中央	中央1-1-13	0	0		0	0	0	
2	泉が丘小学校	泉が丘7-12-14				0			
3	雀宮中学校	雀の宮7-28-16	0	0		0	0	0	0
4	瑞穂野北小学校	下桑島町465				0			
5	細谷小学校	細谷1-4-38				0			
6	清原	上籠谷町1145		0		0	0		
7	河内	下岡本町2145-13		0		0	0		
É	自動車排出ガス測	定局							
8	大通り	馬場通り1-1-11		0		0			
9	平出	平出町1260		0	0	0			0
	合言	 	2	6	1	9	4	2	2

4 二酸化硫黄の経年変化

単位:(ppm)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	環境基準
本町	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
中央	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	
泉が丘小	_	_	_	_	_	_	_	_	_		
雀宮中	0.001	_	_	_	_	_	_	_	_	0.000	
瑞穂野北小	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	0.04以下
細谷小	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
清 原	_	_	_	_	_	_	_	_	_		
大通り	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	_	
平出	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	_	

5 二酸化窒素の経年変化

単位:(ppm)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	環境基準
本町	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
中央	0.017	0.016	0.015	0.015	0.014	0.013	0.012	0.011	0.011	0.010	
雀宮中	0.011	0.011	0.010	0.010	0.011	0.010	0.010	0.011	0.011	0.008	
細谷小	0.014	0.013	0.012	0.013	0.012	0.010	0.010	0.009	0.008	_	0.06以下
清原	0.013	0.015	0.011	0.011	0.010	0.011	0.010	0.010	0.010	0.009	0.000
河内	0.012	0.011	0.012	0.012	0.012	0.009	0.009	0.009	0.008	0.007	
大通り	0.026	0.024	0.024	0.023	0.022	0.021	0.020	0.016	0.013	0.011	
平出	0.029	0.024	0.019	0.023	0.022	0.023	0.019	0.018	0.016	0.013	

6 一酸化炭素の経年変化

単位:(ppm)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	環境基準
本町	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
中央	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	10以下
大通り	0.5	0.4	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2		10以下
平出	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	

7 浮遊粒子状物質の経年変化

単位:(mg/m³)

											丰心:(IIIg/ III <i>)</i>
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	環境基準
中央	0.017	0.018	0.016	0.016	0.016	0.016	0.015	0.014	0.014	0.011	
泉が丘小	0.021	0.020	0.019	0.019	0.019	0.020	0.019	0.015	0.017	0.015	
宮の原小	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
雀宮中	0.022	0.021	0.019	0.018	0.017	0.019	0.016	0.016	0.017	0.013	
瑞穂野北小	0.019	0.019	0.019	0.019	0.019	0.019	0.017	0.016	0.017	0.015	0.1001
細谷小	0.028	0.027	0.025	0.017	0.016	0.017	0.016	0.014	0.014	0.012	0.10以下
清 原	0.024	0.027	0.026	0.025	0.023	0.019	0.018	0.017	0.017	0.015	
河内	0.028	0.028	0.025	0.027	0.027	0.017	0.015	0.012	0.013	0.010	
大通り	0.022	0.021	0.020	0.020	0.020	0.021	0.018	0.017	0.017	0.013	
平出	0.025	0.022	0.020	0.018	0.019	0.018	0.016	0.016	0.016	0.015	

8-1 光化学オキシダント環境基準達成率の経年変化

単位:(%)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	全国平均
本町	_	_	_	_		_	_	_	_	_	
中央	89.7	94.4	92.9	95.2	92.3	90.1	94.4	92.0	90.5	92.5	
雀宫中	86.9	89.2	89.6	89.0	87.3	93.4	83.8	87.3	87.2	88.7	93.6 (H30)
河内	89.6	90.5	92.9	97.7	91.9	93.0	99.2	98.0	98.1	98.5	(1130)
清原		93.8	90.0	92.1	88.0	95.5	93.4	91.4	88.2	91.2	

8-2 光化学スモッグ注意報等発令回数

単位:(回)

										1 11 17
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
宇都宮市	0	5	0	0	1	0	2	5	2	1
【参考】全国	182	82	53	106	83	101	46	87	80	99

【参考】光化学スモッグ注意報発令基準

種 別	内 容
注意報	一の測定点(本市では,中央,雀宮中学校,清原,河内)において,オキシダント測定値が 0.12(ppm)以上となり,継続すると認められるとき。
警 報	一の測定点において,オキシダント測定値が 0.24(ppm)以上となり,継続すると認められるとき。
重大緊急報	一の測定点において,オキシダント測定値が 0.40(ppm)以上となり,継続すると認められるとき。

※ ppm: $1 \text{ (ppm (t^\circ - t^\circ - x \land))} = 1 \text{ (m}^3) \mathcal{O} 1 \text{ (cm}^3) (100万分の 1)$

9 非メタン炭化水素指針値達成率の経年変化

単位:(%)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
中央	96.1	97.7	99.2	99.7	98.9	99.7	100.0	99.7	100.0	99.7
雀宫中	_	_	_	_	_	_	_	_	_	97.2
大通り	97.1	98.6	98.9	98.1	97.2	99.4	99.7	99.7	99.4	_
平出	92.5	98.9	94.2	97.5	96.6	99.4	98.5	99.2	99.7	_

10 酸性雨(pH)の経年変化

単位:(一)

										1
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
中央	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_ `
河内	4.8	4.8	4.8	4.8	5.0	4.9	5.1	5.0	5.2	5.3

11 微小粒子状物質 (PM2.5)の経年変化

単位·(,, g/m³)

							単位∶(μg/m)
		H27	H28	H29	H30	R1	環境基準
	1年平均値	12.6	11.2	10.9	11.2	9.3	
雀宫中	1日平均値	29.5	26.8	24.9	24.5	22.2	
	基準適合	0	0	0	0	0	1年平均値が15以下 かつ
	1年平均値	13.6	12.6	12.2	12.1	10.6	1日平均値が35以下
平出	1日平均値	31.5	28.2	26.5	24.7	23.8	
	基準適合	0	0	0	0	0	

※ 平成25年1月18日から雀宮中及び平出測定局で測定開始

※ 1日平均値:1年間に測定されたすべての日平均値(欠測日を除く)を,1年間での最低値を第1番目として,値の低い方から高い方に順(昇順)に並べたとき,低い方(最低値)から数えて98%目に該当する日平均値

12 微小粒子状物質(PM2.5)注意喚起回数

単位:(回)

					- i.z. (i.z. /
	H27	H28	H29	H30	R1
宇都宮市 (栃木県全体)	0	0	0	0	0

※ 平成25年3月9日,栃木県が,環境省の「微小粒子状物質(PM2.5)に関する専門家会合報告について」(平成25年3月1日 環水大大発第1303013号)に示された「注意喚起のための暫定的な指針」を受けて,注意喚起に係る対応を開始

※ 栃木県が注意喚起に係る対応を開始した、平成25年3月9日~31日においても、注意喚起は実施したことはない。

※ 平成25年11月29日,栃木県が,環境省の「微小粒子状物質(PM2.5)に関する『注意喚起のための暫定的な指針』に係る判断方法の改善について」(平成25年11月28日 環水大大発第1311281号)を受けて,注意喚起に係る対応を変更

※ 平成26年12月1日,栃木県が,環境省の「微小粒子状物質(PM2. 5)に関する『注意喚起のための暫定的な指針』に係る判断方法の改善について(第2次)」(平成26年11月28日 環水大大発第1411281号)を受けて,注意喚起に係る対応を変更

※ 平成28年7月1日,栃木県が注意喚起の地域区分を全県1区分から7区分に変更

13 有害大気汚染物質の経年変化

西小学校(一般環境) 単位(μg/m³)

四小字仪(一般填填)										里 心	L(µg/mi)
物質名	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	Н30	R1	環境 基準等
ベンゼン	1.0	0.95	0.93	0.86	0.82	0.82	1.0	0.81	0.71	0.62	3
トリクロロエチレン	0.47	0.24	0.21	0.33	0.31	0.36	0.28	0.30	0.16	0.16	130
テトラクロロエチレン	0.15	0.11	0.12	0.14	0.14	0.19	0.18	0.24	0.089	0.092	200
ジクロロメタン	1.3	1.1	1.0	1.1	1.2	1.3	1.1	1.5	1.3	1.2	150
アクリロニトリル	0.029	0.026	0.025	0.026	0.058	0.058	0.067	0.028	0.017	0.016	2
塩化ビニルモノマー	0.013	0.013	0.029	0.013	0.037	0.016	0.015	0.019	0.012	0.011	10
水銀及びその化合物	0.0019	0.0017	0.0019	0.0020	0.0019	0.0018	0.0017	0.0018	0.0018	0.0017	0.04
ニッケル化合物	0.0017	0.0019	0.0012	0.0017	0.0011	0.0014	0.00091	0.0016	0.0017	0.0013	0.025
クロロホルム	0.21	0.21	0.18	0.19	0.21	0.23	0.23	0.21	0.21	0.17	18
1, 2ージクロロエタン	0.16	0.070	0.11	0.096	0.12	0.11	0.12	0.11	0.14	0.11	1.6
1, 3ーブタジエン	0.12	0.088	0.084	0.093	0.090	0.11	0.11	0.076	0.057	0.058	2.5
アセトアルデヒド	3.0	4.0	1.6	1.9	2.0	2.1	1.8	2.0	1.8	2.2	-
ホルムアルデヒド	5.2	6.8	2.7	3.3	3.2	3.0	3.0	4.8	3.5	4.6	-
ベリリウム及びその化合物	0.000010	0.000013	0.000014	0.0000091	0.0000096	0.000013	0.000014	0.000014	0.000014	0.000016	-
マンガン及びその化合物	0.012	0.017	0.013	0.012	0.011	0.013	0.013	0.013	0.014	0.016	0.14
クロム及びその化合物	0.0013	0.0017	0.0012	0.0020	0.0019	0.0017	0.0014	0.0019	0.0020	0.0016	-
砒素及びその化合物	0.00071	0.00086	0.00084	0.00059	0.00053	0.00087	0.00061	0.00058	0.0012	0.00095	0.006
ベンゾ[a]ピレン	0.00011	0.00016	0.00011	0.000094	0.000022	0.000065	0.000041	0.000066	0.000064	0.000069	-
酸化エチレン	0.050	0.061	0.063	0.067	0.068	0.072	0.072	0.069	0.065	0.080	-
塩化メチル	-	-	-	5.6	3.3	1.6	1.5	1.4	1.3	1.2	-
トルエン	_	-	-	10	5.5	4.8	4.0	4.4	3.6	4.8	-

清原東小学校(固定発生源周辺) 単位(μg/m³)

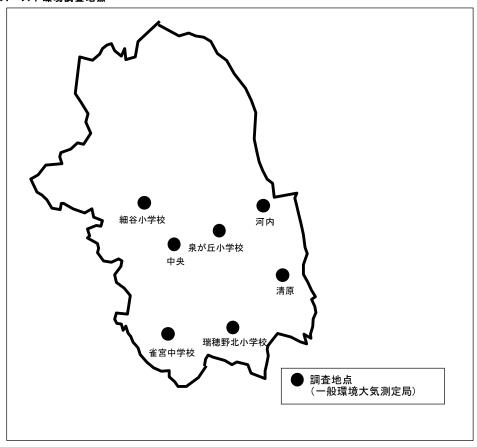
											T (M 8/ 111/
物質名	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	環境 基準等
ベンゼン	0.86	0.75	0.73	0.69	0.73	0.61	0.84	0.71	0.59	0.57	3
トリクロロエチレン	0.26	0.16	0.16	0.21	0.29	0.27	0.21	0.26	0.14	0.12	130
テトラクロロエチレン	0.052	0.056	0.072	-	-	-	-	-	_	_	200
ジクロロメタン	3.3	2.9	3.2	1.6	2.8	2.3	5.4	3.8	3.1	2.0	150
アクリロニトリル	_	-	-	-	-	-	-	-	_	_	2
塩化ビニルモノマー	-	-	-	-	-	-	-	-	_	_	10
水銀及びその化合物	0.0020	0.0017	0.0017	-	-	-	-	-	_	_	0.04
ニッケル化合物	0.0012	0.0015	0.00096	-	-	-	-	-	_	_	0.025
クロロホルム	_	-	-	0.26	0.24	0.22	0.21	0.24	0.23	0.14	18
1, 2ージクロロエタン	0.10	0.066	0.10	-	-	_	-	-	_	_	1.6
1, 3ーブタジエン	-	-	-	0.066	0.076	0.69	0.12	0.062	0.041	0.049	2.5
アセトアルデヒド	-	_	-	1.3	1.6	1.6	1.8	1.6	1.7	1.8	-
ホルムアルデヒド	4.2	5.9	2.4	2.2	2.5	2.2	2.3	3.4	4.1	4.5	_
ベリリウム及びその化合物	-	_	-	-	-	_	-	-	_	_	-
マンガン及びその化合物	0.011	0.016	0.014	_	-	-	-	-	_	_	0.14
クロム及びその化合物	0.0015	0.0015	0.0012	-	-	-	-	-	_	_	-
砒素及びその化合物	0.00089	0.00093	0.00088	_	-	-	-	-	_	_	0.006
ベンゾ[a]ピレン	0.00013	0.00019	0.00018	0.00011	0.000033	0.000074	0.000062	0.00012	0.000093	0.00010	_
酸化エチレン	0.041	0.050	0.054	0.053	0.12	0.064	0.067	0.063	0.057	0.067	-
トルエン	-	-	-	10	7.6	4.9	4.2	5.7	4.3	5.4	-

平出自動車排出ガス測定局(沿道)

単位	(,,	9/	m³)
	/	μ	8/	111/

物質名	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	Н30	R1	環境 基準等
ベンゼン	1.2	0.90	0.96	0.82	0.75	0.78	0.98	0.80	0.70	0.64	3
1, 3ーブタジエン	0.17	0.11	0.13	0.10	0.12	0.12	0.14	0.10	0.078	0.078	2.5
アセトアルデヒド	3.0	3.7	1.6	1.7	1.9	2.0	1.8	2.0	1.9	1.9	-
ホルムアルデヒド	5.2	6.1	2.5	2.8	2.9	3.0	2.8	2.6	2.5	2.6	-
ベンゾ[a]ピレン	0.00019	0.00019	0.00018	0.000092	0.000029	0.000077	0.000052	0.000074	0.000082	0.000080	-
トルエン	-	-	-	11	4.6	5.4	3.9	4.9	3.3	6.5	_

14-1 アスペスト環境調査地点



14-2 アスペスト濃度の経年変化

単位:(本/L)

測定地点	所有	在地	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
中央	中央1-1-13	①シンボルロード側	0.063	0.056未満								
中关	中央1-1-13	②駐輪場側	0.056未満									
泉が丘小学校	白ぶに7 10 14	①局舎側	0.056未満	0.056未満	0.056	0.056未満						
水が丘小子校	泉が丘7-12-14	②ゴミ置倉庫側	0.056	0.056未満								
雀宮中学校	雀の宮7-28-16	①プール倉庫側	0.056	0.056未満								
正 五 中 子 枚	催の呂7-28-16	②体育倉庫側	0.056未満	0.056未満	0.056	0.056未満						
瑞穂野北小学校	下桑島町465	①局舎側	0.056	0.056未満	0.056	0.056	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満
- 加松野北小子牧		②変電施設側	0.056未満	0.056未満	0.056	0.057	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満
細谷小学校	\$⊞\$\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	① 局舎側	0.056	0.056未満	0.056未満	0.056	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満
州台小子 权	細谷1-4-38	②体育倉庫側	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満
清原	上籍谷町1145	①局舎側	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満
月以	上電台町1145	②駐車場側	0.056未満									
河内	下岡本町2145-13	① 局舎側	0.056未満	0.056未満	0.056	0.056未満						
M M	[, m] 4×m] 5149-13	②テニスコート側	0.062	0.056未満	0.056未満	0.056	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満

[※] 上記は「アスベストモニタリングマニュアル (第4.0版, 環境省)に基づき測定した総繊維数濃度である。 通常の一般大気環境のレベル: 総繊維数濃度 1[本/L]未満 (環境基準は設定されていない。)

15 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の設置状況

ばい煙発生施設	施設数
ボイラー	646
ガス発生炉, ガス加熱炉	1
焙焼炉, 焼結炉及び煆焼炉	0
溶鉱炉, 転炉及び平炉	0
キュポラ、溶解炉	4
金属加熱炉	15
石油加熱炉	1
セメント焼成路, その他焼成炉	0
直火炉	2
骨材乾燥炉, 乾燥炉	23
電気炉	1
廃棄物焼却炉	16
鉛溶解炉	5
ガスタービン	32
ディーゼル機関	127
ガス機関	28
合 計	901
工場・事業場数	356

^{※ 1}つの工場で複数の特定施設が設置されていることから、「合計」と「工場・事業場数」は一致しない。

16 大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設の設置状況

揮発性有機化合物排出施設	施設数
塗装施設	1
乾燥施設(塗装)	2
乾燥施設(粘着テープ等)	13
乾燥施設(接着)	1
合 計	17
工場・事業場数	7

^{※ 1}つの工場で複数の特定施設が設置されていることから、「合計」と「工場・事業場数」は一致しない。

17 大気汚染防止法に基づく水銀排出施設の設置状況

水銀排出施設	施 設 数
小型石炭混焼ボイラー	1
二次施設(銅, 鉛又は亜鉛)	1
廃棄物焼却炉	16
숌 計	18
工場·事業場数	10

18 大気汚染防止法に基づく立入検査結果

		分析結果					指導	件数			
区分	立入検査 件数	適合	不適合	排出・ 管理基準 遵守	自主分析 実施	申請届出	施設等 点検・ 管理	処理施設 等設置・ 改善	管理組織 体制	記録整備	その他
ばい煙 発生施設	5 (2)	5 (2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
揮発性有 機化合物 排出施設	2	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0
合 計	7	6	1	0	0	0	1	0	0	0	0

19-1 大気汚染防止法に基づく粉じん発生施設の設置状況

一般粉じん発生施設	施設数
鉱物・土石の堆積場	26
ベルトコンベア・バケットコンベア	7
破砕機・摩砕機	1
ふるい	1
合 計	35
工場·事業場数	25

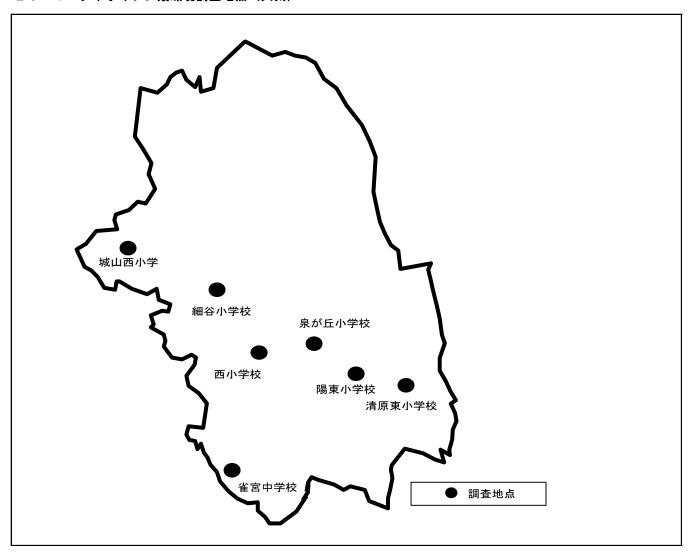
^{※ 1}つの工場で複数の特定施設が設置されていることから、「合計」と「工場・事業場数」は一致しない。

19-2 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく粉じん発生施設の設置状況

粉じんに係る特別	定施設	施設数
飼料等の製造用の粉砕施設及びふるし	١	0
	破砕機·摩砕機	5
窯業土石又は鉱物の用に供する施設	ふるい	3
	堆積場	1
活性炭又は炭素製品の用に供する施設	ī. Z	0
合 計	9	
工場・事業場	 数	6

^{※ 1}つの工場で複数の特定施設が設置されていることから、「合計」と「工場・事業場数」は一致しない。

20-1 ダイオキシン類環境調査地点(大気)



20-2 ダイオキシン類の経年変化(大気)

単位:(pg-TEQ/m³)

										平压	· (PS 11	2Q/ III/
区分	調査地点	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	環境 基準
	西小学校	0.025	0.016	0.014	0.028	0.021	0.016	0.018	0.013	0.013	0.012	
	細谷小学校	0.019	0.014	0.014	0.036	0.023	0.014	0.017	0.011	0.0081	0.0079	
一般環境	泉が丘小学校	0.027	0.018	0.019	0.029	0.020	0.018	0.018	0.012	0.010	0.0088	
	雀宮中学校	0.033	0.022	0.021	0.039	0.027	0.017	0.023	0.014	0.015	0.014	0.6
	城山西小学校	0.018	0.013	0.010	0.020	0.015	0.011	0.012	0.0061	0.0082	0.0073	
発生源周辺	清原東小学校	0.033	0.020	0.022	0.047	0.018	0.019	0.020	0.012	0.011	0.017	
	陽東小学校		١	١		0.017	0.017	0.018	0.015	0.0096	0.0089	

【参考】全国のダイオキシン類環境調査結果 (大気 平成30年度)

単位:(pg-TEQ/m³)

調査 地点数	環境基準超過 地点数	平均值
619	0	0.018

※ p g 1pg (ピコグラム) = 1 兆分の1(g)

% TEQ 毒性等量。ダイオキシン類全体の毒性の強さを表す。

2.1 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置状況(大気基準適用施設)

特定施設 の種類	施設数
製鋼用電気炉	1
廃棄物焼却炉	22
合計	23
工場·事業所数	16

^{※ 1}つの工場で複数の特定施設が設置されていることから、「合計」と「工場・事業場数」は一致しない。

22 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査結果 (大気基準適用施設)

		分析	結果				指導	件数			
区分	立入 検査 件数	適合	不適合	排出• 管理 基準遵守	自主 分析 実施	申請届出	施設等点 検・管理	処理施設 等設置・ 改善	管理 組織 体制	記録整備	その他
製鋼用電気炉	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物焼却炉	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0

23 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設に係る自主測定結果(大気基準適用施設)

産業系施設

ſ	生未永旭以				3	見 定 結				
工程 - 南米坦力		4+ ch ++ 40, 45 45	施設規模	45.11.15 - W	酸素濃		排出ガス濃度		## str	
	工場・事業場名	特定施設種類	(kVA) 排出カス1	排出ガス量 (Nm³/日)	度 (%)	試料 採取日	(ng-TEQ/Nm³)	基準	備考	
Ī	東京製鐵㈱	製鋼電気炉	50,000×2	11,112,000	20.2	R2.01.18	0.003	5	西	
	宇都宮工場	安驯电风炉		11,160,000	20.1	R2.01.18	0.002	5	東	

廃す	棄物焼却炉	Her sen	. 40 48	48	فلد بال	29d	-		1.20	. 10 / 6년 2월 년	4+ FB	
		施設規模		排	出が	ス測	<u>定 結果</u> 排出ガス		はい	いじん等測定	箱果	
	工場・事業場名	焼却 能力 (kg/h)	火床 面積 (m²)	排出 ガス量 (Nm³/日)	酸素 濃度 (%)	試料 採取日	併四ガス。 (ng-TEQ/Nm³)	適用基準	試料 採取日	試料 種別	ばいじん等濃 度 (ng-TEQ/g)	備考
				969, 600	10.7	H31. 04. 29	0. 00020		R1. 10. 29	焼却灰	0. 016	
2	クリーンパーク茂原	5 417	07.54	816,000	11.6	R1. 07. 22	0. 00088		R1. 10. 29	ばいじん	0. 28	*
2	(1号焼却炉)	5, 417	27. 54	856, 800	10.9	R1. 10. 28	0. 000023					**
				1, 248, 000	10.3	R2. 01. 20	0. 0014					
				892, 800	10.2	H31. 04. 29	0. 000029		R1. 10. 29	焼却灰	0. 017	
3	(2号焼却炉)	,,	,,	919, 200	10.4	R1. 07. 22		0.1	R1. 10. 29	ばいじん	0. 90	*
ŭ	(= 3700477			835, 200	9. 2	R1. 10. 28						
				926, 400	10.1	R2. 02. 10						
				883, 200	10.0	H31. 04. 30			R1. 10. 29		0.066	
4	(3号焼却炉)	"	,,	828, 000	10.1	R1. 07. 22			R1. 10. 29	ばいじん	1. 6	*
				1, 022, 400	8.6	R1. 10. 30		-				
				1, 082, 400	10.3	R2. 01. 20	0. 0054		D1 10 00	1.12°1 × 1° 7	0.010	
5	(灰溶融設備)	1,667	10.46	-	-	=	-		R1. 10. 29		0. 013	
										溶融スラグ	0.00000047	
6	南清掃センター (1号焼却炉)	5,833	25.8	1, 233, 600	9.6	R1. 05. 29	0.061	-	R1. 05. 29		0. 0014 2. 1	
	(19)00000							1	R1. 05. 29			
7	(2号焼却炉)	"	"	1, 360, 800	14. 2	R1. 05. 30	0. 048	-	R1. 05. 30	焼却灰 ばいじん	0.0034	
8	川田水再生センター (汚泥焼却炉2号)	3, 334	18. 1	=	_	-	-	-	- K1. U3. 3U	-	-	休止申
	(/J/IC/XCAP/Y 2-9/								R1. 05. 08	体却尼	0.00015	
9	東横田清掃工場	1,667	-	26, 200	16.8	R1. 05. 08	0. 0012	10		ばいじん	0.0018	排出ガス量単位:m³N/h
				20, 400	14. 2	R1. 05. 16	0.000000084		R1. 05. 16		0. 000028	
	栃木県			20, 100	16. 1	R1. 08. 18		-	R1. 10. 07		0.000012	
10		3, 750	11. 34	19,800	16. 4		0. 0000021	-	R2. 01. 10		0.0076	排出ガス量単位:m ³ N/h
	(I 系焼却施設)			19, 700	16. 1		0.00000072			,,,,,,		
				19, 400	15. 2		0. 000000075	1	R1. 08. 13	ばいじん	0	
	/ It I= It-=			19, 100	17.2	R1. 08. 17			R2. 01. 10		0.0014	_
11	(Ⅱ系焼却施設)	"	7.06	20, 300	16. 4	R1. 10. 14	0. 000068		R2. 02. 25		0.0071	排出ガス量単位:m ³ N/h
				19,600	16. 1	R2. 02. 25	0. 00000029					
12	(I 系溶融施設)	500	1. 76	-	-	-	-	-	-	-	-	休止中
13	栃木県 県央家畜保健衛生所	193	3. 07	7, 400	9. 5	R2. 03. 09	0. 11	5	R2. 03. 10	焼却灰	0. 00041	
1.4	タルサエナ業(株)	100	1 00	20 500	10.0	DO 00 01	0.42	-	R2. 04. 01	燃え殻	0. 12	
14	緑化技研工業㈱	190	1.89	38, 560	12.6	R2. 03. 31	0. 40	5	R2. 04. 01	ばいじん	0	
15	国土環境開発㈱	250	3.6	36, 700	14. 1	R2. 03. 25	1 7	10	R2. 03. 26	燃え殻	0. 022	
10	篠井工場	200	5.0	50, 100	47.1	N2. 00. 20		10	R2. 03. 26	ばいじん	0. 22	
16	㈱栃木県畜産公社	125	1.9	4, 580	14.8	R1. 11. 25	2. 1	5	R1. 11. 25 R1. 11. 25		0 0. 014	
17	マルハニチロ(株) 化成バイオ事業部	99	1. 99	-	-	-	-	10	-	_	_	休止申
18	王子マテリア(株) 日光工場	1,548	1.9	-	-	-	-	10	-	-	-	休止申
19	(株日新製菓 上河内工場			=	-	=	=	10	-	-	_ _	休止中
20	㈱セルクリーンセンター	5, 000	17. 4	782, 400	12.0	R1. 05. 14	0. 028	0.1	R1. 05. 08 R1. 05. 08	燃え殻 ばいじん	0. 015 1. 3	
21	(株)ジャパンエコロジー シンキング	130	0. 3025	13, 900	6. 2	R1. 11. 27	0. 0097	5	R1. 11. 27	ばいじん	0	

[※] 灰溶融設備の排出ガスを含む。

2. 水•土壌環境関係

1 水・土壌環境に係る環境基準

河川水質に係る環境基準 (生活環境項目)

項目	基準値									
類型	рН (-)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)					
Α	6.5以上	2以下	25以下	7.5以上	1,000以下					
	8.5以下	201	2000	1.001	1,0000					
В	6.5以上	3以下	25以下	5以上	5,000以下					
Ь	8.5以下	367	201/2	387	3,0000					
С	6.5以上	5以下	50以下	5以上						
C	8.5以下	5以下	90以下	5以上						
D	6.0以上	0N.Z	10077	2116						
U	8.5以下	8以下	100以下	2以上						

項目		基準値			
類型	全亜鉛 (mg/L)	ノニルフェノール (mg/L)	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩 (mg/L)		
生物A	0.03以下	0.001以下	0.03以下		
生物B	0.03以下	0.002以下	0.05以下		

河川の類型指定

河 川 名	地 点	類	型
田川	上の島橋, 大曽橋	A	生物A
田川	宮の橋,鉄道橋,孫八橋	В	生物B
御用川	昭和橋,錦中央公園	С	生物B
釜 川	つくし橋	С	生物B
山田川	末流	A	生物A
江 川	腰抱地蔵前, 新四号国道下, 平塚橋	В	生物B
姿 川	こしじ橋, 鹿沼街道, 姿川橋	В	生物B
赤 川	高速道下	指定なし	指定なし
鎧川	能満寺西	В	生物B
新 川	中央女子校西, 南町西	指定なし	指定なし
武子川	大子川 中町橋		生物B
西鬼怒川	西鬼怒川橋	А	生物A

河川水質(人の健康項目)・地下水水質に係る環境基準

	環境	基準
項目	河川水	地下水
カドミウム	0.003(mg/L)以下	0.003(mg/L)以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと
鉛	0.01(mg/L)以下	0.01(mg/L)以下
六価クロム	0.05(mg/L)以下	0.05(mg/L)以下
砒素	0.01(mg/L)以下	0.01(mg/L)以下
総水銀	0.0005(mg/L)以下	0.0005(mg/L)以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと
PCB	検出されないこと	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.01(mg/L)以下	0.01(mg/L)以下
テトラクロロエチレン	0.01(mg/L)以下	0.01(mg/L)以下
四塩化炭素	0.002(mg/L)以下	0.002(mg/L)以下
ジクロロメタン	0.02(mg/L)以下	0.02(mg/L)以下
1,2-ジクロロエタン	0.004(mg/L)以下	0.004(mg/L)以下
1,1,1-トリクロロエタン	1(mg/L)以下	1(mg/L)以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006(mg/L)以下	0.006(mg/L)以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1(mg/L)以下	0.1(mg/L)以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04(mg/L)以下	
1,2-ジクロロエチレン		0.04(mg/L)以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002(mg/L)以下	0.002(mg/L)以下
チウラム	0.006(mg/L)以下	0.006(mg/L)以下
シマジン	0.003(mg/L)以下	0.003(mg/L)以下
チオベンカルブ	0.02(mg/L)以下	0.02(mg/L)以下
ベンゼン	0.01(mg/L)以下	0.01(mg/L)以下
セレン	0.01(mg/L)以下	0.01(mg/L)以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10(mg/L)以下	10(mg/L)以下
ふっ素	0.8(mg/L)以下	0.8(mg/L)以下
ほう素	1(mg/L)以下	1(mg/L)以下
1,4-ジオキサン	0.05(mg/L)以下	0.05(mg/L)以下
クロロエチレン		0.002(mg/L)以下

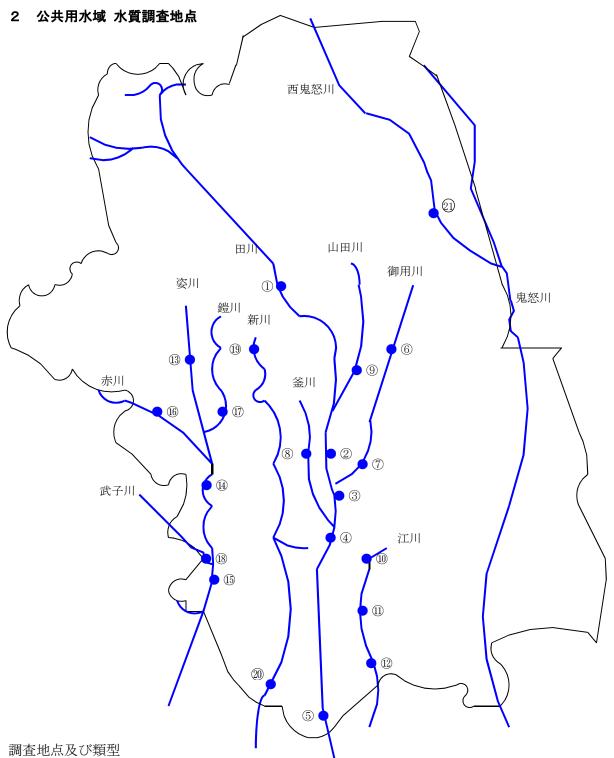
^{※「}トリクロロエチレン」の環境基準は,「0.03mg/L以下」から「0.01mg/L以下」に改正(平成26年11月17日環境省告示第126号, 127号)

ダイオキシン類に係る環境基準(水質・土壌)

項目		環境基準
水質	河川	1/ TEO/INIT
小貝	地下水	1(pg-TEQ/L)以下
河川底質		150(pg-TEQ/g)以下
土壌		1,000(pg-TEQ/g)以下

※ pg:1pg(ピコグラム) = 1兆分の1(g)※ TEQ:毒性等量 = ダイオキシン類全体の毒性の強さを表す。

^{※「}クロロエチレン」は「塩化ビニルモノマー」から名称変更(平成28年3月29日環境省告示第31号)



No.	地点名		類型
1	上の島橋	А	生物 A
2	大曽橋	А	生物 A
3	宮の橋		
4	鉄道橋	В	生物 B
(5)	孫八橋		
6	昭和橋		
7	錦中央公園	С	生物 B
8	つくし橋		

No.	地点名		類型
9	末流	А	生物 A
10	腰抱地蔵前		
(1)	新四号国道下		
12	平塚橋	В	生物B
13	こしじ橋	Б	生物D
(14)	鹿沼街道		
(15)	姿川橋		
16)	高速道下	-	_

No.	地点名		類型
17)	能満寺西	В	生物B
18	中町橋	Ь	生物D
19	中央女子校西	_	_
20	南町西	_	_
1	西鬼怒川橋	А	生物 A

3 公共用水域水質測定結果(生活環境項目)

河川	地	超点	ı	рΗ		E	30	D		s s			DО		大	最前 :	群教		全亜針	}	/=.	ルフェ	ノール	ゼン	アルキ. スルホ びその	ン酸		全窒素	ŧ		全りん	,
川名	地点名	類型間	最大	m/n	平均	最大	m/n	7 5 % 値	最小最大	m/n	平均	最大	m/n	平均	最大	m/n	平均	最大	m/n	平均	最大	m/n	平均	最大	m/n	平均	最大	n	平均	最大	n	平均
	上の島 橋	A	7.4	0/12	7.7	0.5 2.0	0/12	1.2	1 8	0/12	2.8	8.5 12	0/12	9.9	2,000	12/12	4,583	<0.001 0.001	0/12	0.001												
	大曽橋	A	7.2	0/12	7.5	0.7	0/12	1.3	1	0/12	3.4	8.4	0/12	10.4	100	9/12	3,508	<0.001	0/12	0.001	<0.00006	0/12	<0.00006	<0.0006	0/12	0.0007	1.5	2	1.6	0.012	2	0.025
Ħ	7,6114		7.9	0, 12	110	1.5 0.7	0,12	1.0	8 <1	0,12	0.1	12 8.2	0,12	10.1	9,000 520	0,12	0,000	0.006	0,12		<0.00006	0,12	(0.00000	0.0013	0,12		1.8		110	0.038	_	0.020
Ш	宮の橋	В		0/12	7.6	2.6	0/12	1.4	13	0/12	6.4	11	0/12	9.7	13,000	5/12	4,660	0.004	0/12	0.001												
	鉄道橋	ВЕ	7.4	0/12	7.6	0.8 2.8	0/12	1.6	2 15	0/12	6.1	8	0/12	9.6	410	6/12	5,627	<0.001 0.025	0/12	0.004												
	孫八橋	ВЕ	7.0	0/12	7.2	0.9	4/12	4.3	2	0/12	5.4	7.9	0/12	9	630	2/12	4,171	<0.001	0/12	0.008							5.2	2	5.7	0.27	2	0.45
山	NY CHA	Б.	7.6	0/12	1.2	5.7 0.5	1/12	1.0	22 <1	0/12	0.1	9.1	0/12	,	15,000 200	2/12	1,111	0.023 <0.001	0/12	0.000							6.2 1.5		0.1	0.63	_	0.40
田川	末流	A	7.8	0/12	7.4	1.4	0/12	1.0	6	0/12	1.7	11	0/12	10	10,000	9/12	3,570	0.002	0/12	0.001							1.5	2	1.5	0.007	2	0.005
御	昭和橋	C 4	7.3	0/12	7.5	1.7 6.4	2/12	3.5	4 45	0/12	11.7	7.6	0/12	9.2	1,300	_	11,141	<0.001 0.002	0/12	0.001												
用川	錦中央	C	7.0	0/12	7.3	1.3	0/12	2.5	4	0/12	14.2	7.8	0/12	9.4	2,100	_	8,583	<0.002	0/12	0.001	<0.00006	0/12	<0.00006	0.0008	0/12	0.0024	1.5	2	1.8	0.047	2	0.098
釜	公園		7.6	0/12	1.5	4.3	0/12	2.0	38	0/12	11.2	12 9.1	0/12	5.1	18,000		-,	0.004	0/12	0.001	<0.00006	0/12	(0.00000	0.0049	0/12		2.1		1.0	0.15	_	0.050
JII	付続	C 4	8.1	0/12	7.6	1.6	0/12	1.1	12	0/12	4.6	11	0/12	9.9	240,000	_	29,183	0.003	0/12	0.001	<0.00006	0/12	<0.00006	0.0022	0/12	0.0009	2.3	2	2.1	0.022	2	0.012
	こしじ 橋	В	7.3	0/6	7.4	1.4 2.5	0/6	1.9	3	0/6	2.1	8.5 12	0/6	9.7	410 27,000	3/6	8,801	<0.001	0/6	<0.001												
姿	鹿沼	В	7.4	1/6	7.9	0.8	0/6	1.8	1	0/6	4.3	8.6	0/6	10.5	410	4/6	11,535	<0.001	0/6	0.001												
Ш	街道	D	8.9 7.4	1/0	1.5	3.0	0,0	1.0	7	0,0	1.0	14 8.7	0,0	10.0	31,000	1/0	11,000	0.001	0,0	0.001							2.4			0.026		
	姿川橋	В	7.9	0/6	7.6	2.3	0/6	1.5	6	0/6	3.5	12	0/6	9.7	16,000	3/6	5,668	0.004	0/6	0.001							2.4	2	2.4	0.026	2	0.035
赤	高速道 下		7.3		7.6	1.0	-	1.6	6	-	2.6	7.9	_	10	630	_	9,455	0.001	-/6	0.001							2.1	2	2.2	0.023	2	0.044
鎧	能満寺	В	7.3	0./0	7.5	0.8	0/0	1.0	2	0/0	0	8.6	0 / 0	0.5	520	1/0	36,470	<0.002	0/0	0.001							1.6	0	1.7	0.005		0.020
川武	西	Б	7.8	0/6	7.5	2.5	0/6	1.6	18	0/6	9	11	0/6	9.5	170,000	4/6	30,410	0.003	0/6	0.001							1.9	2	1.7	0.031	2	0.030
子川	中町橋	В	7.3	0/6	7.5	3.0	0/6	1.5	7	0/6	3.1	8.9	0/6	9.5	750 12,000	2/6	4,941	0.009	0/6	0.003							2.5	2	2.6	0.030	2	0.056
新	中央女 子高西	-	7.5	-	7.6	0.8	_	2.1	2 20	-	7.3	8.3	_	9.4	410,000	_	755,000	<0.001 0.001	-/6	0.001												
JII			7.4		7.0	0.9		0.0	<1		1.0	8.3		0.0	10,000		50,833	<0.001	/0	0.001							2.8		2.9	0.024	2	0.040
	南町西		8.3		7.6	2.5		2.2	3		1.6	12		9.8	140,000	_	50,833	0.005	-/6	0.001							2.9	2	2.9	0.062		0.043
	腰抱 地蔵前	В	7.3	0/6	7.6	2.4	0/6	2.0	6	0/6	3.1	8.5	0/6	10.6	750 34,000	3/6	13,641	<0.001 0.008	0/6	0.003												
江	新4号 国道下	В	7.3	1/6	7.7	0.8	0/6	2.4	1	0/6	3.8	9.3	0/6	11.4	520	2/6	4,000	< 0.001	0/6	0.002												
Ш		\vdash	7.2		_	0.8			10			9.3			9,300			0.006 <0.001									2.3			0.063		
西	平塚橋	В	7.7	0/6	7.6	2.7	0/6	1.3	11	0/6	4.6	15	0/6	11.1	10,000	1/6	3,301	0.014	0/6	0.005							3.1	2	2.7	0.18	2	0.12
鬼怒	西鬼怒 川橋	A	7.3	0/12	7.5	<0.5 1.4	0/12	1.1	32	1/12	6.2	9.0	0/12	10.9	970	11/12	19,680	<0.001 0.001	0/12	0.001	<0.00006	0/12	<0.00006	<0.0006 0.0015	0/12	0.0006	0.48	2	0.61	0.015	2	0.018
Ш		Щ	<u> </u>	<u> </u>	生活環										01,000			※ 平均			\U.UUU0			0.0013			0.70			0.021		

[※] 類型:各水域ごとに定められた生活環境の保全に関する環境基準(赤川, 新川は適用なし)

[※] C類型においては、大腸菌群数に係る環境基準の設定なし

[※] 達成期間:イ(直ちに達成),ロ(5年以内で可及的速やかに達成)

[※] m:環境基準値を超えた回数, n:調査実施回数

[※] 平均:年平均値

^{※ 75%}値:年間調査結果の75%の値

[※] 全窒素, 全りんの環境基準は湖沼等が対象

4 公共用水域水質測定結果(健康項目)

次ページにつづく

須	地点名	類型	達成期間	カドミ	・ウム	全シ ※	アン 2	•	Đ	大 クロ	価	础	亲	載7	水銀	ア/ ルオ ※	k銀	P	СВ	ジクロ	ロメタン	四塩(比炭素		クロロエ	1,1-ジ: チl		シス- ジク エチ	
2	名	型	期間	m/n ※1	平均値	m/n ※1	最大值	m/n ※1	平均值	m/n ※1	平均值	m/n ※1	平均值	m/n ※1	平均値	m/n ※1	平均值	m/n ※1	平均值	m/n ※1	平均值	m/n ※1	平均值	m/n ※1	平均值	m/n ※1	平均值	m/n ※1	平均值
Œ	大曽橋	Α	イ	0/2	<0.0003	0/2	<0.1	0/2	<0.001	0/2	<0.01	0/2	<0.001	0/2	<0.0005	-	=	0/1	<0.0005	0/1	<0.002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0004	0/1	<0.01	0/1	<0.004
Æ	錦中央公園	С	イ	0/2	<0.0003	0/2	<0.1	0/2	<0.001	0/2	<0.01	0/2	0.001	0/2	<0.0005	-	_	0/1	<0.0005	0/1	<0.002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0004	0/1	<0.01	0/1	<0.004
釜川	つくし橋	С	1	0/2	<0.0003	0/2	<0.1	0/2	<0.001	0/2	<0.01	0/2	<0.001	0/2	<0.0005	-	=	0/1	<0.0005	0/1	<0.002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0004	0/1	<0.01	0/1	<0.004
西鬼怒川	西鬼怒川橋	Α	イ	0/2	<0.0003	0/2	<0.1	0/2	<0.001	0/2	<0.01	0/2	0.002	0/2	<0.0005	-	=	0/1	<0.0005	0/1	<0.002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0004	0/1	<0.01	0/1	<0.004

^{※1} m:環境基準値を超えた回数, n:調査実施回数 / ※2 全シアンは、急性毒性を考慮して最高値で評価する。/ ※3 アルキル水銀は,総水銀が検出された場合に調査する。

																										単位	: (mg/L)
1,1,1 クロロ	-トリ エタン		!-トリ !エタン		םםל יעט		クロロ レン	1, ジク プロ		チウ	ラム	シマ	゚゚゚゚゚゚゚゚ン	チオカル	ベン レブ	ベン	ゼン	t z1	レン	硝酸性 び亜硝	酸性窒	ð:	素	(a •	赤	1, ジス サ	4- ナキ ・ン
m/n ※1	平均值	m/n ※1	平均值	m/n ※1	平均值	m/n ※1	平均值	m/n ※1	平均值	m/n ※1	平均值	m/n ※ 1	平均值	m/n ※1	平均值	m/n ※ 1	平均值	m/n ※1	平均值	m/n ※1	平均值	m/n ※1	平均值	m/n ※1	平均値	m/n ※1	平均值
0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.001	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/2	1.0	0/2	<0.08	0/2	0.03	0/2	<0.005
0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.001	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/2	0.95	0/2	<0.08	0/2	0.20	0/2	<0.005
0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.001	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/2	1.6	0/2	<0.08	0/2	0.01	0/2	<0.00
0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.001	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/2	0.38	0/2	0.09	0/2	0.05	0/2	<0.005

5 公共用水域水質測定結果(特殊項目)

					サン抽 〔0.5〕	出物質		ノール (0.01)			銅 (0.01)			解性的	ķ		性マン: (0.01)			クロム (0.01)			ニア性 (0.02)	窒素	界i	<u>単位:</u> 面活性: [0.01]	削
河川名	地 点 名	類型	達成如	最小	(0.0)		最小			最小	(0.01)		最小	(0.17		最小			最小	.0.013		最小	(0.02)		最小		
名	名	1	間	最大	k/n	均均	最大	k/n	均均	最大	k/n	均均	最大	k/n	中均	最大	k/n	均均	最大	k/n	均均	最大	k/n	均均	最大	k/n	平均
				<0.5			<0.01			<0.01			<0.1			<0.01			<0.01			0.05			0.01		
田	大曽橋	А		<0.5	0/2	<0.5	<0.01	0/2	<0.01	0.03	1/2		0.1	1/2	0.1	<0.01	0/2	<0.01	<0.01	0/2	<0.01	0.19	2/2	0.12	0.02		0.01
Ш																									0.05		
	孫八橋	В	口.																						0.05		0.05
山																									0.01		
田川	末流	Α	イ・																				•		0.01		0.01
御				<0.5			<0.01			<0.01			<0.1			<0.01			<0.01			0.06			0.06		
用川	錦中央公園	С		<0.5	0/2	<0.5	<0.01	0/2	<0.01	0.02	1/2	0.01	<0.1	0/2	<0.1	0.01	1/2	0.01	<0.01	0/2	<0.01	0.17	2/2	0.11	0.10		0.08
釜	- // IE			<0.5	. (2		<0.01	0.40		<0.01	. /0		<0.1	0 /0		<0.01	. (0		<0.01	0.40		0.04			0.01		
Ш	つくし橋	С		<0.5	0/2	<0.5	<0.01	0/2	<0.01	0.05	1/2	0.03	<0.1	0/2	<0.1	0.02	1/2		<0.01	0/2	<0.01	0.05	2/2	0.04	0.02		0.01
姿	姿川橋	В	,																						0.02		0.02
Ш	安川侗	ь	1																						0.02		0.02
赤	高速道下	-	_																						0.02		0.02
Ш	同处是「																								0.02		0.02
鎧	能満寺西	В	1																						0.02	2/2	0.02
Ш	ne ne vi El																								0.02		0.02
新	南町西	_	_																						0.02	2/2	0.02
Ш	11.7.2																								0.03		
江	平塚橋	В	イ・																						0.02	2/2	0.02
Ш																									0.03		
西鬼怒川	西鬼怒川橋			<0.5	0/2	<0.5	<0.01	0/2	<0.01	<0.01	1/2	0.02	<0.1	0/2	<0.1	<0.01	0/2		<0.01	0/2	<0.01	0.02		0.02	0.01	2/2	0.01
巡川				<0.5			<0.01			0.03			<0.1			<0.01			<0.01			0.03			0.01		
武子川	中町橋	В	イ																						0.03	2/2	0.03
Ш	02																								0.03		

[※] 特殊項目等は,環境基準や指針値なし ※ k:結果が定量下限値以上の回数,n:年間調査回数 ※ ND:測定下限値未満

6-1 公共用水域水質測定結果(要監視項目)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	Н30	R1	立: (mg/L)
物質名	西 西 田 用 出 怒 川 川 川	西 西 田 用 出 照 川 川	西御 金鬼川川川川	西 西 田 用 出 級 川 川	西御 金鬼 川川川 川	御	御金鬼川川川川川	御 金鬼 川川川 川	御 金鬼 川川川 川	御	指針値(
	錦中央公園 大曽橋 園 大曽橋	錦中央公 橋 園	錦中央公園 大曽橋 園	錦中央公園 大曽橋 園	錦中央公園 大曽橋園 大曽橋園	錦中央公園 大曽橋園	錦中央公 西鬼怒川 橋 園	錦中央公園 大曽橋園	錦中央公園 大曽橋園	錦中央公 でも を は を は を は に は に に に に に に に に に に に に	*
クロロホルム	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.0006	< 0.0006	<0.006	-	0.06 以下
トランス-1,2- ジクロロエチレン	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	<0.004	-	0.04 以下
1, 2ージクロロ プロパン	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	<0.006	-	0.06 以下
Pージクロロ ベンゼン	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	<0.02	-	0.2 以下
イソキサチオン	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	<0.0008	-	0.008
ダイアジノン	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	<0.0005	-	0.005
フェニトロ チオン	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	<0.0003	-	0.003
イソプロ チオラン	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	<0.004	-	0.04
オキシン銅	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	<0.004	-	0.04
クロロタロニル	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	<0.005	-	0.05
プロピザミド	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	<0.0008	-	以下 0.008
EPN	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	<0.0006	<0.0006	以下 0.006
ジクロルボス	<0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	<0.0008	-	以下 0.008
フェノブカルブ	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	<0.003	-	以下 0.03
イプロベンホス	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	<0.0008	< 0.0008	<0.0008	-	以下 0.008
クロルニトロ	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	<0.0001	-	以下 -
フェン トルエン	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	<0.06	-	0.6
キシレン	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	<0.04	-	以下
フタル酸ジエチ	*1	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	<0.006	_	以下 0.06
ルヘキシル ニッケル	< 0.001	*2	*2	* 3	※ 4	* 5	< 0.001	< 0.001	<0.001	_	以下 -
モリブデン	< 0.007	< 0.007	< 0.007	< 0.007	< 0.007	< 0.007	< 0.007	< 0.007	<0.007	_	0.07
アンチモン	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	<0.002	_	以下 0.02
塩化ビニル	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	<0.0002	_	以下 0.002
エピクロロ	<0.00004	< 0.00004	< 0.00004	< 0.00004	< 0.00004	< 0.00004	< 0.00004	< 0.00004	<0.00004	_	以下 0.0004
ヒドリン 全マンガン	<0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	<0.02	<0.02	<0.02	以下 0.2
ウラン	<0.0002	<0.0002	< 0.0002	<0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	<0.002	<0.002	-	以下 0.002
フェノール	< 0.0002	<0.0002	<0.0002	< 0.0002	< 0.0002	<0.0002	<0.001	< 0.0002	<0.002	_	以下 0.01
ホルム										_	以下 1
アルデヒド 4-tオクチルフェ	< 0.1	< 0.03	< 0.03	< 0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03		以下 0.001
ノール	_			_	< 0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	※ 6	以下 0.02
アニリン 2,4-ジクロロフェ	_	_	_	-	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	<0.002	<0.002	以下 0.03
ノール	-	_	=	-	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	<0.0003	<0.0003	以下

^{※1} 田川<0.001, 御用川0.001, 釜川0.001, 西鬼怒川<0.001 ※4 田川<0.001, 御用川0.001, 釜川<0.001, 西鬼怒川0.001</p>

^{※2} 田川<0.001, 御用川0.001, 釜川0.001, 西鬼怒川<0.001

^{※5} 田川<0.001, 御用川0.001, 釜川<0.001, 西鬼怒川<0.001

^{※3} 田川<0.001, 御用川0.001, 釜川0.001, 西鬼怒川<0.001

^{※6} 田川<0.00003, 御用川0.00008, 釜川<0.00003, 西鬼怒川<0.00003

^{* 「}水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(平成5年3月8日 環水管21号)」, 「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(通知) (平成16年3月31日 環水企発第040331003号・環水土発第040331005号)」及び「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(通知) (平成25 年3月27日 環水大水発第1303272 号)」 なお、年度によって報告下限値が異なる場合、指針値の改正によるもの。

7 地下水水質測定結果(概況調査)

	_/\
次ページにつづく	-
	\neg \sim

項目	篠井町	宮山田町	今里町	古賀志町	新里町	宝木本町	叶谷町	長岡町	白沢町
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
鉛	<0.001	<0.001	0. 001	0.001	0.001	<0.001	<0.001	0.001	<0.001
砒素	0.004	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2ージクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1ージクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
1,2ージクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1ートリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2ートリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3ージクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.08	0.88	1.5	7.3	0.94	1. 9	2.6	14	0. 91
ふっ素	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
ほう素	0.01	<0.01	0.01	<0.01	0. 01	0.02	0.02	0. 02	0.06
全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
РСВ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1, 4ージオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

[※] 環境基準:地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年3月13日環境庁告示第10号, 最終改正 平成28年3月29日環境省告示第31号)

[※] 概況調査:市域全体を5kmメッシュに区分し、4年ローテーションで調査

[※] 調査項目の「クロロエチレン」は「塩化ビニルモノマー」から名称変更(平成28年3月29日環境省告示第31号)

単位:(mg/L)

							単位:(mg/L)		
下岡本町	砥上町	鷺の谷町	簗瀬町	屋板町	下平出町	上桑島町	茂原町	東木代町	環境基準
<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004以下
<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下
<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1以下
<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006以下
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01以下
<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
1. 1	2.2	0.75	1. 2	2. 5	2.7	2. 4	3.6	2. 1	10以下
<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.8以下
0.05	<0.01	<0.01	0.05	0.04	0.05	0.06	0.01	0.04	1以下
<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05以下
<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下

8 地下水水質測定結果(定期モニタリング調査)

地区 調査地点 項目 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 нзо R1 環境基準 6月 1月 トラクロロエチレン 0.022 0.024 0.024 0.025 0.027 0.029 0.017 0.025 0.024 0.03 0.029 0.022 0.024 0.023 0.027 0.022 0.023 0.019 0.021 0.019 0.01 0.021 0.026 0.027 0.025 0.02 0.003 < 0.002 0.002 0.002 0.002 < 0.001 0.001 (0.001 (0.001 (0.001 リクロロエチレン (0.002 < 0.002 (0.002 < 0.002 (0.001 0.01 平出工業団地 地内 0.01 (0.01 0.01 < 0.01 < 0.01 (0.01 < 0.01 <0.01 < 0.01 <0.01 0.01 <0.01 (0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 (0.01 < 0.01 0.01 0.1 0.000 トラクロロエチレン 0.000 0.0008 0.0005 0.000 0.0011 0.000 0.001 0.000 0.0011 0.000 0.0011 0.0005 0.0013 0.0005 0.0013 0.0005 0.0013 0.0005 0.0019 0.01 ・リクロロエチレン 0.002 (0.00 < 0.002 0.002 0.002 0.002 < 0.002 0.002 < 0.002 0.002 0.002 < 0.002 (0.00 < 0.001 < 0.00 < 0.001 (0.001 (0.001 < 0.001 0.01 平出町地内 1.1-ジクロロエチレン <0.01 <0.01 < 0.01 <0.01 <0.01 < 0.01 < 0.01 <0.01 <0.01 < 0.01 <0.01 <0.01 < 0.01 <0.01 < 0.01 <0.01 < 0.01 <0.01 <0.01 < 0.01 1,2-ジクロロエチレン < 0.004 <0.004 < 0.004 < 0.004 0.004 < 0.004 (0.004 < 0.004 < 0.004 < 0.004 (0.004 < 0.004 < 0.004 (0.004 < 0.004 < 0.004 < 0.004 (0.004 < 0.004 < 0.004 0.04 0.0002 (0.0002 0.000 (0.0002 <0.0002 0.000 (0.000 (0.000 0.0002 <0.000 <0.000 < 0.0002 <0.000 0.002 クロロエチレン (0.0002 (0.000) < 0.0002 < 0.0002 < 0.000 (0.0002 (0.0002 テトラクロロエチレン 0.070 0.05 0.11 0.051 0.099 0.065 0.093 0.041 0.075 0.043 0.098 0.055 0.089 0.054 0.086 0.033 0.040 0.067 0.031 0.089 0.01 リクロロエチレン 0.01 <0.01 野沢町地内 1,1-ジクロロエチレン < 0.01 < 0.01 <0.01 0.1 < 0.01 <0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 <0.01 <0.01 < 0.01 1.2-ジクロロエチレン 0.004 <0.004 < 0.004 <0.004 0.004 < 0.004 0.004 < 0.004 0.004 < 0.004 < 0.004 0 004 < 0.004 0.004 < 0.004 <0.004 < 0.004 <0.004 < 0.004 <0.004 0.04 フロエチレン 0.0002 0.0002 0.0002 0.000 0.0002 < 0.0002 0.0002 < 0.000 0.000 0.0002 0.0002 < 0.0002 0.0002 0.0002 0.0002 < 0.000 0.0002 0.0002 0.0002 <0.000 0.002 テトラクロロエチレン 0.0051 0.0029 0.0005 0.0041 0.0028 0.0037 0.0025 0.0019 0.0029 0.0033 0.0033 0.0023 0.0030 0.0028 0.0029 0.0028 0.0027 0.0030 0.0015 0.0021 0.01 リクロロエチレン 0.002 < 0.002 (0.002 < 0.002 0.002 (0.002 (0.002 0.002 (0,001 0.001 (0.001 0.001 (0.001 0.01 0.00 0.002 0.00: (0.002 < 0.002 (0.002 (0.001 江曾島町地内 ,1-ジクロロエチレン < 0.01 0.01 <0.01 <0.01 < 0.01 < 0.01 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 0.01 < 0.01 (0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 (0.01 0.1 テトラクロロエチレン 0.0022 0.082 0.013 0.034 0.028 0.019 0.015 0.01 0.17 0.050 0.013 0.014 ・リクロロエチレン 0.002 (0.00 < 0.002 0.002 0.002 (0.00 (0.00) < 0.002 0.002 < 0.002 0.002 0.002 < 0.002 (0.00 < 0.001 < 0.00 < 0.001 (0.001 (0.001 < 0.001 0.01 平出工業団地 1.1-ジクロロエチレン < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 0.1 地内 1,2-ジクロロエチレン 0.04 0.004 (0.00 < 0.004 0.004 0.004 < 0.004 (0.004 < 0.004 0.004 < 0.00 (0.004 (0.004 < 0.004 (0.004 < 0.004 <0.00 < 0.004 < 0.004 (0.004 < 0.004 <0.000 0.002 0.000 (0.000) 0.000 < 0.0002 (0.000 (0.000 0.000 < 0.000 0.000 0.000 0.000 0.000 (0.0002 (0.000) 0.0002 < 0.000 (0.0002 (0.000) 0.000 フロロエチレン テトラクロロエチレン 0.0016 0.0006 0.0009 0.001 (0.000 0.000 0.000 0.0006 0.0006 0.000 0.0006 0.0008 0.0006 0.0008 0.000 (0.000 0.000 0.000 (0.00 0.01 リクロロエチレン <0.01 <0.01 上桑島町地内 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 0.1 1.1-ジクロロエチレン < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 1.2-ジクロロエチレン 0.004 <0.004 <0.004 < 0.004 <0.004 < 0.004 0.004 < 0.004 0.004 < 0.004 < 0.004 0 004 < 0.004 0.004 < 0.004 < 0.004 (0.004 <0.004 < 0.004 <0.004 0.04 フロロエチレン 0.000 0.0002 0.0002 0.000 0.000 < 0.0002 0.0002 < 0.000 0.000 0.0002 0.0002 (0.000 0.0002 0.0002 0.0002 < 0.000 (0.000) 0.0002 0.0002 (0.000 0.002 トラクロロエチレン 0.0005 0.0008 0.0005 0.000 0.0024 0.0005 0.0008 0.0006 0.0003 0.0008 0.0005 0.0005 (0.0005 0.0005 0.0005 0.0006 (0.0005 0.0005 0.0008 <0.000 0.01 リクロロエチレン 0.002 (0.002 < 0.002 0.002 0.002 (0.002 (0.002 < 0.002 0.002 < 0.002 (0.002 0.002 0.002 (0.002 < 0.001 < 0.001 0.001 < 0.001 (0.001 < 0.001 0.01 石井町地内 .1-ジクロロエチレン < 0.01 0.01 < 0.01 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 0.01 < 0.01 (0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 (0.01 < 0.01 0.1 < 0.004 0.004 (0.004 < 0.004 0.004 (0.004 (0.004 0.004 (0.00 0.004 (0.004 0.004 0.04 テトラクロロエチレン 0.000 0.0018 0.002 0.0019 0.002 リクロロエチレ 0.002 (0.00) <0.002 <0.002 0.002 0.002 <0.009 0.002 <0.002 0.002 0.002 <0.002 <0.002 < 0.001 < 0.001 <0.001 < 0.001 (0.001 < 0.001 0.01 上季島町地内 1.1-ジクロロエチレン < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 1.2-ジクロロエチレン < 0.004 <0.004 < 0.004 < 0.004 0.004 < 0.004 (0.004 < 0.004 < 0.004 < 0.004 (0.004 < 0.004 < 0.004 < 0.004 < 0.004 < 0.004 < 0.004 < 0.004 < 0.004 < 0.004 0.04 フロロエチレン (0.000 0.002 (0.000 (0.000) 0.0002 (0.0002 (0.0002 < 0.000: 0.000 < 0.000 0.000 (0.0002 0.000 (0.0002 (0.000) 0.0002 < 0.000 (0.0002 < 0.000 0.000 (0.000 0.0015 0.0007 0.0008 0.000 0.0007 0.0006 テトラクロロエチレン 0.0015 0.0014 0.0014 0.0013 (0.000 0.0007 0.001 0.001 0.0006 (0.000 0.0008 (0.000 0.0008 0.01 -リクロロエチレン 0.01 0.002 < 0.002 < 0.002 0.002 (0.002 < 0.002 < 0.002 < 0.002 (0.002 < 0.002 < 0.002 (0.002 < 0.001 < 0.001 < 0.001 (0.001 < 0.001 < 0.001 0.1 下平出町地内 1,1-ジクロロエチレン <0.01 <0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 <0.01 <0.01 < 0.01 <0.01 <0.01 < 0.01 < 0.01 <0.01 < 0.01 <0.01 < 0.01 < 0.01 1 クージクロロエチレン <0.004 < 0.004 <0.004 <0.004 <0.004 < 0.004 < 0.004 < 0.004 (0.004 < 0.004 < 0.004 < 0.004 < 0.004 < 0.004 < 0.004 < 0.004 < 0.004 <0.004 < 0.004 < 0.004 0.04 フロロエチレン 0.0002 0.000 0.0002 0.000 0.0002 <0.0002 0.0009 <0.000 0.000 0.000 0.0002 (0.0002 0.0002 0.000 0.0002 0.000 0.0002 <0.0009 (0.0002 <0.000 0.002 ・リクロロエチレン 0.066 0.07 0.058 0.052 0.058 0.065 0.048 0.052 0.053 0.065 0.061 0.048 0.034 0.019 0.023 0.013 0.011 0.008 0.010 0.007 0.01 .1-ジクロロエチレン < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 0.1 東横田町地内 10 2-ジクロロエチレン (0.004 0.004 < 0.004 <0.004 0.004 (0.004 0.004 <0.004 (0.004 0.04 0.004 0.004 (0.004 0.004 (0.004 0.004 (0.004 0.000 (0.000 0.000 0.000 0.0002 0.0002 < 0.01 < 0.01 <0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 11 上御田町地内 1 2-ジクロロエチレン 0.004 (0.00) <0.004 0 004 0.004 0.004 0.004 < 0.004 0.004 < 0.004 0.004 0.004 < 0.004 0.004 < 0.004 < 0.004 <0.004 0.004 0.004 <0.004 0.04 フロエチレン 0.000 0.000 0.000 0.000 0.000 0.0002 0.000 < 0.000 0.000 0.000 0.000 0.000 0.000 0.000 0.0002 < 0.000 (0.000) 0.0002 0.0002 (0.000 0.002 リクロロエチレン 0.002 < 0.002 0.002 0.002 0.002 < 0.002 (0.002 < 0.002 0.002 < 0.002 (0.002 (0.002 < 0.002 (0.002 < 0.001 <0.00 0.001 < 0.001 (0.001 0.001 0.01 1-ジクロロエチレン < 0.01 < 0.01 0.1 < 0.01 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 12 雀宮町地内 .2-ジクロロエチレン (0.004 0.004 <0.004 0.004 (0.004 (0.00 0.004 < 0.004 0.04 0.000 (0.0002 <0.0002 0.000 0.000 (0.000 0.000 0.000 (0.0002 (0.000 0.0002 (0.0002 0.0002 (0.000 0.002 (0.000) -リクロロエチレン 0.01 1-ジクロロエチレン 0.1 氷室町 13 氷室町地内 2-ジクロロエチレン 0.04 フロロエチレン 0.002 リクロロエチレン 0.002 < 0.002 < 0.002 0.002 0.01 1-ジクロロエチレン < 0.01 0.01 < 0.01 0.01 0.1 14 氷室町地内 0.04 0.004 < 0.004 0.004 <0.0002 0.002 クロロエチレン

単位:(mg/L

単	位	:	(mg	(L)

番号	地区	調査地点	項目	H	22	H	23	Н	24	н	25	H	26	H	27	н	28	H	29	н	30	F	21	環境基準
				6月	1月	6月	1月	6月	1月	6月	1月	6月	1月	6月	1月	6月	1月	6月	1月	6月	1月	6月	1月	
			トリクロロエチレン	0.004	0.004	0.002	0.003	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	0.01
15		氷室町地内	1.1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_		0.1
			1,2-ジクロロエチレン クロロエチレン	<0.004 <0.0002	<0.004 <0.0002	<0.004 <0.0002	<0.004 <0.0002							_			_			_			\vdash	0.04
			トリクロロエチレン	0.0002	0.0002	0.0002	0.002			-	-												-	0.002
			1.1-ジクロロエチレン	< 0.01	<0.01	<0.01	< 0.01	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		0.1
16		"	1.2-ジクロロエチレン	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	- 1	0.04
			クロロエチレン	< 0.0002	< 0.0002	<0.0002	<0.0002	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.002
			トリクロロエチレン	0.002	0.003	0.002	0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	0.01
17		"	1.1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-			0.1
	氷		1,2-ジクロロエチレン クロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004 <0.0002	<0.004 <0.0002	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	_		0.04
-	室		トリクロロエチレン	0.003	<0.002	0.002	0.002	_	 -	H =	-	-	_			H =			_		H =	_	+=+	0.002
	町		1.1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	_	-	-	-	_	_	_	_	-	-	-	-	-	-	_		0.01
18		"	1.2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	0.04
			クロロエチレン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	<0.0002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.002
			トリクロロエチレン	<0.002	0.003	0.002	0.002	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	0.01
19		"	1.1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_		0.1
			1,2-ジクロロエチレン	< 0.004	<0.004	< 0.004	<0.004	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_		0.04
-			クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			0.002
			トリクロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002 <0.01	<0.002 <0.01	_	-	-	-	-	_	-	-	_	-	-	_	-	-	_		0.01
20		"	1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.01	< 0.004	<0.004	_								_								0.04
			クロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004				-		_	_	_	_	_	_	_	_	_		-	0.002
21		新里町地内	,	0.21	5.4	0.68	4.3	0.83	4.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
22	**	"	1	2.2	2.2	0.72	0.15	8.1	4.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
23	新里	"	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5.4	3	6.6	0.31	0.49	0.39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10
24	町	"	明版は至泉及び至明版は至泉	3.2	-	0.41	0.36	0.24	0.08	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_		10
25		"		_	0.3	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	_	_		
26	-0	"		-	-	-	-	-	-	-			-	-	-	-	-	-	-	_	-			-
27	陽南	陽南地区	六価クロム	< 0.01	<0.01	<0.01	<0.01	< 0.01	< 0.01	_	_	_	_	-	-	_	_	_	_	_	_	_		0.05
28		西原町地内		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	_			_			_								
29	上龍	上籠谷町地内	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	15	16	14	15	15	16	15	13	14	13	6.0	5.8	4.9	5.0	5.1	-	5.5	-	3.1	-	10
30	谷	"	明版社至系及び歴明版社至系	4	3.8	3.6	3.3	4	3.1	3.9	3.6	3.6	3.6	3.5	3.1	3.4	3.3	4.7	-	4.6	-	4.7	-	10
\vdash			テトラクロロエチレン		_	_							_						_			_		0.01
			トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	< 0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
31		不動前地区	1.1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1
			1.2-ジクロロエチレン	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	0.04
	_		クロロエチレン	< 0.0002	< 0.0002	0.0002	<0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.0002	<0.0002	< 0.0002	<0.0002	< 0.0002	<0.0002	<0.0002	< 0.0002	< 0.0002	<0.0002	< 0.0002	< 0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
	不動		テトラクロロエチレン	-	-	_	-	_	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	_	0.01
	前	川田町地内	トリクロロエチレン	< 0.002	<0.002	< 0.002	<0.002	<0.002	< 0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
32	٠	川田町地内	1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	< 0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	< 0.001	<0.01	<0.01	<0.01 <0.004	0.1
	西		1,2-ジクロロエチレン クロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	< 0.0002	<0.004	<0.004	<0.004	< 0.004	<0.002	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04
	原		テトラクロロエチレン	- (0.0002	- (0.0002	- (0.0002	- (0.0002	- (0.0002	- 0.0002	- (0.0002	- (0.0002	- (0.002	- (0.002	-	-	-	- (0.0002	-	- (0.0002	- 0.0002	- (0.0002	- (0.0002	- (0.0002	0.002
			トリクロロエチレン	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.001	< 0.001	< 0.001	<0.001	< 0.001	< 0.001	0.01
33		"	1.1-ジクロロエチレン	< 0.01	<0.01	<0.01	<0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	<0.01	< 0.01	<0.01	< 0.01	<0.01	<0.01	<0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	<0.01	0.1
			1.2-ジクロロエチレン	< 0.004	<0.004	< 0.004	<0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	<0.004	< 0.004	<0.004	< 0.004	<0.004	< 0.004	<0.004	<0.004	< 0.004	< 0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04
\vdash			クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
			テトラクロロエチレン	0.024	0.018	0.0062	0.013	0.02	0.019	0.015	0.018	0.098	0.02	0.0052	0.022	0.010	0.012	0.0086	0.012	0.0098	0.0079	0.0062	0.014	0.01
34		下岡本町地内	トリクロロエチレン 1.1-ジクロロエチレン	<0.002 <0.01	<0.002 <0.01	<0.002 <0.01	<0.002 <0.01	<0.002 <0.01	<0.002 <0.01	<0.002 <0.01	<0.002 <0.01	<0.002 <0.01	<0.002 <0.01	<0.002	<0.002 <0.01	<0.002 <0.01	<0.002 <0.01	<0.001 <0.01	<0.001 <0.01	<0.001	<0.001 <0.01	<0.001	<0.001 <0.01	0.01
34		1. [m]-d-m] 40 kJ	1,2-ジクロロエチレン	< 0.004	< 0.004	< 0.004	<0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	<0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	<0.004	< 0.004	< 0.004	<0.01	< 0.004	< 0.004	<0.01	< 0.004	< 0.004	0.04
			クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.004	< 0.0002	<0.0002	<0.004	<0.004	<0.0002	<0.0002	< 0.0002	<0.0002	<0.004	<0.004	< 0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.004	<0.0002	0.002
			テトラクロロエチレン	0.0005	<0.0005	0.0005	0.0009	0.0011	0.0012	0.002	0.0029	0.004	0.0045	0.0062	0.0060	0.0058	0.0059	0.0064	0.0057	0.0053	0.0045	0.0046	0.0037	0.01
	1231		トリクロロエチレン	< 0.002	<0.002	< 0.002	<0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	<0.002	< 0.002	<0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	< 0.001	<0.001	0.01
35	本	"	1.1-ジクロロエチレン	< 0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	< 0.01	< 0.01	<0.01	<0.01	0.1
			1.2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	< 0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04
\vdash			クロロエチレン テトラクロロエチレン	< 0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002 0.001	<0.0002 0.001	<0.0002	<0.0002	<0.0002 0.001	<0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	<0.0002 0.0006	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.002
			トリクロロエチレン	0.0018 <0.002	0.0016 <0.002	0.0015 <0.002	0.0014 <0.002	<0.001	< 0.001	0.0011	0.0013 <0.002	< 0.001	0.001 <0.002	<0.002	<0.009	<0.005	<0.000	<0.000	<0.009	<0.0006	<0.001	<0.001	<0.009	0.01
36		"	1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	< 0.002	<0.002	< 0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
1			1,2-ジクロロエチレン	< 0.004	<0.004	< 0.004	<0.004	< 0.004	< 0.004	<0.004	<0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	<0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	<0.004	< 0.004	<0.004	0.04
			クロロエチレン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	<0.0002	< 0.0002	< 0.0002	<0.0002	<0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	<0.0002	< 0.0002	< 0.0002	<0.0002	< 0.0002	<0.0002	<0.0002	< 0.0002	0.002
37	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	氷室町地内	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	14	14	14	14	13	13	14	16	13	13	13	13	13	12	12	-	12	-	12	-	10
38	÷	下荒針町地内		-	-	11	12	10	13	15	16	10	20	22	20	23	20	21	-	22	-	21	-	10
39	8 3	上欠町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.8	-	5.2	-	4.8	_	10
40	野町	田野町地内	ひ素	-	-	0.022	0.005	0.014	0.015	0.013	0.009	0.042	0.025	0.10	0.18	-	-	-	-	-	-	_		0.01
41	87	"				< 0.001	<0.001	<0.001	<0.001	< 0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001				-	-		0.01

^{41 8 7 - 0.001 (0.001}

9 ゴルフ場の農薬使用に伴う水質測定調査結果

次ページにつづく

	VRMO	Aゴルフ場	Вゴ∕	レフ場	C I	レフ場	Dゴルフ場
	分析項目	排出水	排出水	地下水	排出水	地下水	排出水
	EPN	< 0.000005	< 0.000005	< 0.000005	< 0.000005	< 0.000005	< 0.000005
	アセタミプリド	< 0.00025	< 0.00025	< 0.00025	< 0.00025	< 0.00025	< 0.00025
	イソキサチオン	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001
	イミダクロプリド	< 0.00019	< 0.00019	< 0.00019	< 0.00019	< 0.00019	< 0.00019
	クロチアニジン	< 0.00028	< 0.00028	< 0.00028	< 0.00028	< 0.00028	< 0.00028
	クロラントラニリプロール	< 0.00029	< 0.00029	< 0.00029	< 0.00029	< 0.00029	< 0.00029
殺	ジノテフラン	< 0.0012	< 0.0012	< 0.0012	< 0.0012	< 0.0012	< 0.0012
虫剤	ダイアジノン	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001
///	チアクロプリド	< 0.00036	< 0.00036	< 0.00036	< 0.00036	< 0.00036	< 0.00036
	チアメトキサム	< 0.00035	< 0.00035	< 0.00035	< 0.00035	< 0.00035	< 0.00035
	ニテンピラム	< 0.0011	< 0.0011	< 0.0011	< 0.0011	< 0.0011	< 0.0011
	フェニトロチオン(MEP)	< 0.00030	< 0.00030	< 0.00030	< 0.00030	< 0.00030	< 0.00030
	フェノブカルブ	< 0.00019	< 0.00019	< 0.00019	< 0.00019	< 0.00019	< 0.00019
	フルベンジアミド						
	アゾキシストロビン	< 0.0028			< 0.0028	< 0.0028	< 0.0028
	イソプロチオラン	< 0.026	< 0.026	< 0.026	< 0.026	< 0.026	< 0.026
	イプロベンホス又は I B P	< 0.0093	< 0.0093	< 0.0093	< 0.0093	< 0.0093	< 0.0093
殺	オキシン銅(有機銅)	< 0.00018	< 0.00018	< 0.00018	< 0.00018	< 0.00018	< 0.00018
菌	クロロタロニル(TPN)	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008
剤	チウラム(チラム)	< 0.0010	< 0.0010	< 0.0010	< 0.0010	< 0.0010	< 0.0010
	ペンシロン	< 0.010	<0.010	< 0.010			
	プロピコナゾール				< 0.0050	< 0.0050	
	メタラキシル及びメタラキシルM	< 0.0058			< 0.0058	< 0.0058	< 0.0058
	アシュラムナトリウム塩又はアシュラム	< 0.10	< 0.10	< 0.10	< 0.10	< 0.10	< 0.10
	シマジン(CAT)	< 0.0003	< 0.00030	< 0.00030	< 0.00030	< 0.00030	< 0.00030
除	チオベンカルブ	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
草 剤	トリアジフラム						< 0.0023
等	トリクロピル				< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
	プロピザミド	< 0.0050	< 0.0050	< 0.0050	< 0.0050	< 0.0050	< 0.0050
	メコプロップ(注1)	< 0.0047	< 0.0047	< 0.0047	< 0.0047	< 0.0047	

^{※「}ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る暫定指導指針」(平成29年3月9日 環水大土発第1703091号 環境庁水・大気環境局長通知)に基づく指針値

注1 メコプロップカリウム塩(MCPPカリウム塩), メコプロップジメチルアミン塩(MCPPジメチルアミン塩), メコプロップPイソプロピルアミン塩及びメコプロップPカリウム塩トリウム塩

単位: (mg/L)

Εゴノ	レフ場	Fゴルフ場	G ⊐ /	レフ場	Hゴルフ場	Iゴルフ場		
排出水	地下水	排出水	排出水	地下水	排出水	排出水	水濁指針値※	水産指針値※
< 0.000005	< 0.000005	< 0.000005	< 0.000005	< 0.000005	< 0.000005	< 0.000005	0. 037	0.00050
< 0.00025	< 0.00025	< 0.00025	< 0.00025	< 0.00025	< 0.00025	< 0.00025	1.8	0. 025
< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	0.05	0. 00020
< 0.00019	< 0.00019	< 0.00019	< 0.00019	< 0.00019	< 0.00019	< 0.00019	1.5	0. 019
< 0.00028	< 0.00028	< 0.00028	< 0.00028	< 0.00028	< 0.00028	< 0.00028	2. 5	0. 028
< 0.00029	< 0.00029	< 0.00029				< 0.00029	6. 9	0. 029
< 0.0012	< 0.0012	< 0.0012	< 0.0012	< 0.0012	< 0.0012	< 0.0012	5. 8	0. 12
< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	0.05	0. 00077
< 0.00036	< 0.00036	< 0.00036	< 0.00036	< 0.00036	< 0.00036	< 0.00036	_	0. 036
< 0.00035	< 0.00035	< 0.00035	< 0.00035	< 0.00035	< 0.00035	< 0.00035	0. 47	0. 035
< 0.0011	< 0.0011	< 0.0011	< 0.0011	< 0.0011	< 0.0011	< 0.0011	14	0. 11
< 0.00030	< 0.00030	< 0.00030	< 0.00030	< 0.00030	< 0.00030	< 0.00030	0. 13	_
< 0.00019	< 0.00019	< 0.00019	< 0.00019	< 0.00019	< 0.00019	< 0.00019	0.34	0.019
< 0.00058	< 0.00058				< 0.00058		0.45	0. 058
< 0.0028	< 0.0028	< 0.0028				< 0.0028	4. 7	0. 28
< 0.026	< 0.026	< 0.026	< 0.026	< 0.026	< 0.026	< 0.026	2. 6	9. 2
< 0.0093	< 0.0093	< 0.0093	< 0.0093	< 0.0093	< 0.0093	< 0.0093	0. 93	2. 7
< 0.00018	< 0.00018	< 0.00018	< 0.00018	< 0.00018	< 0.00018	< 0.00018	0.2	0. 018
< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	0. 47	0. 080
< 0.0010	< 0.0010	< 0.0010	< 0.0010	< 0.0010	< 0.0010	< 0.0010	0. 2	0. 10
			< 0.010	< 0.010			1.4	1. 0
		< 0.0050			< 0.0050	< 0.0050	0.50	5. 6
< 0.0058	< 0.0058					< 0.0058	0. 58	95
< 0.10	< 0.10	< 0.10	< 0.10	< 0.10	< 0.10	< 0.10	10	90
< 0.00030	< 0.00030	< 0.00030	< 0.00030	< 0.00030	< 0.00030	< 0.00030	0.03	1.7
< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0. 2	0. 26
		< 0.0023			< 0.0023		0. 23	2. 500
< 0.0006	< 0.0006	< 0.00060					0.06	_
< 0.0050	< 0.0050	< 0.0050	< 0.0050	< 0.0050	< 0.0050	< 0.0050	0. 50	4. 7
< 0.0047	< 0.0047	< 0.0047	< 0.0047	< 0.0047		< 0.0047	0.47	81

10-1 水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置状況

-				
業種	50(m³/日)以上	30~50(m³/日)	30(m³/日)未満	合計
鉱業, 水洗炭業				0
畜産農業(※)	1	2	196	199
畜産食料品製造業	1		5	6
水産食料品製造業			2	2
保存食料品製造業	3		18	21
みそ, しょう油等の製造業			5	5
パン菓子製造業			2	2
米菓, こうじ製造業	1		16	17
飲料製造業	1		9	10
動物系飼料,有機質肥料製造業			2	2
動植物油脂製造業			1	1
めん類製造業	2		3	5
豆腐, 煮豆製造業	1		9	10
冷凍調理食品製造業	1		1	2
たばこ製造業			1	1
繊維製品製造業	1		2	3
木材薬品処理業			1	1
パルプ、紙、紙加工品製造業	1			1
新聞, 出版印刷業			7	7
合成樹脂製造業			1	1
写真感光材料製造業			1	1
有機化学工業製品製造業	1		1	2
医薬品製造業			2	2
農薬製造業			1	1
自動車タイヤ, 工業ゴム製品等製造業			1	1
ガラス製品製造業			6	6
セメント製品製造業	1		11	12
生コンケリート製造業			13	13
窯業原料精製業			1	1
砕石業			3	3
砂利採取業			6	6
鉄鋼業			3	3
非鉄金属製造業	3		4	7
金属製品製造業			24	24
空きびん卸売業			2	2
水道施設	1			1
酸又はアルカリによる表面処理施設	10	2	35	47
電気めっき施設	1	1	6	8
旅館業	4		67	71
共同調理場に設置される厨房施設			1	1
弁当製造業	1			1
飲食店(食堂・レストラン)			13	13
飲食店(そば,うどん,すし,喫茶店)			2	2
洗濯業		1	89	90
写真現像業			9	9
病院	1			1
中央卸売市場			1	1
自動車分解整備事業			4	4
自動式車両洗浄施設			196	196
試験研究機関			20	20
一般廃棄物処理施設			2	2
産業廃棄物処理施設	1		1	2
トリクロロエチレン等による洗浄施設			5	5
トリクロロエチレン等による蒸留施設			1	1
し尿処理施設	29	2	14	45
下水道終末処理場	5			5
共同処理施設	1	1	1	3
<u> </u>	72	9	827	908
※ 畜産農業は、左より、50(m³/日)以上、15	5(m ³ /目)以上50(m ³ /日)	未満. 15(m³/目)未満		

[※] 畜産農業は, 左より, $50(m^3/1)$ 以上, $15(m^3/1)$ 以上 $50(m^3/1)$ 未満, $15(m^3/1)$ 未満

10-2 水質汚濁防止法に基づく有害物質貯蔵指定施設の設置状況

10 2 次頁/月間例正弦	設置数
有害物質貯蔵指定施設	20

11 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設の設置状況

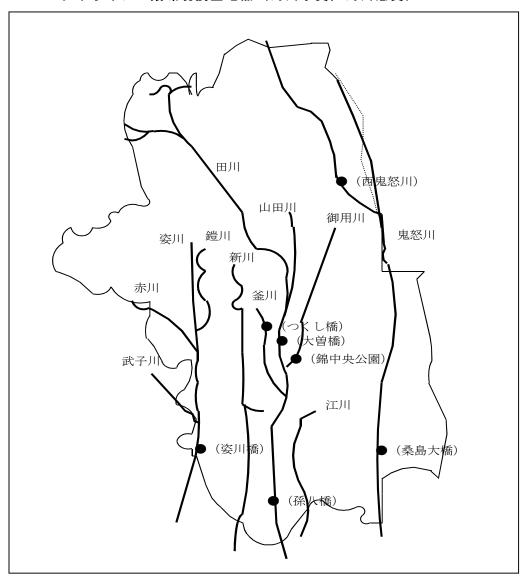
	届	出事業場	数
特 定 施 設	排水量	L (m³/日)	合 計
	30以上	30未満	
工場又は事業場の用にひろく供する廃ガス洗浄施設,湿式集じん施設,湿式脱臭施設,塗装水洗ブース	0	13	13
カレー粉、パン、菓子又は麦芽の製造の用に供する原料処理施設	0	21	21
段ボール製造の用に供する貼合施設	0	1	1
プラスチック製品の製造の用に供する成形施設	0	4	4
石材の加工の用に供する研磨施設、湿式切断施設	0	12	12
畜産食料品又は飲料の製造の用に供する混合施設、充てん施設	2	0	2
医薬品又は農薬の製造の用に供する混合施設, 充てん施設	0	0	0
化粧品、歯みがきその他の化粧用調整品の製造の用に供する混合施設、 充てん施設	1	0	1
金属製品の製造の用に供する鋳造施設、研磨施設	0	3	3
非鉄金属製品の製造の用に供する圧延施設	0	2	2
納豆製造業の用に供する原料処理施設、湯煮施設	2	1	3
合 計	5	57	62

12 水質汚濁防止法等に基づく立入検査結果

 Д	立入検査	分析	結果		指導等件数	
区分	件 数	適合	不適合	指導	改善警告	改善命令
電気メッキ	10	2	1	1	1	0
表面処理	21	12	1	1	1	0
し尿処理等	15	14	1	1	1	0
畜 房	0	0	0	0	0	0
食 品	12	11	0	0	0	0
生 コ ン	1	1	0	0	0	0
クリーニング	7	0	1	1	1	0
その他	21	9	0	0	0	0
条例(※)	5	4	1	1	1	0
合 計	92	53	5	5	5	0

^{※「}栃木県生活環境の保全等に関する条例」に基づく汚水に係る特定施設

13-1 ダイオキシン類環境調査地点 (河川水質,河川底質)



13-2 ダイオキシン類の経年変化 (河川水質,河川底質)

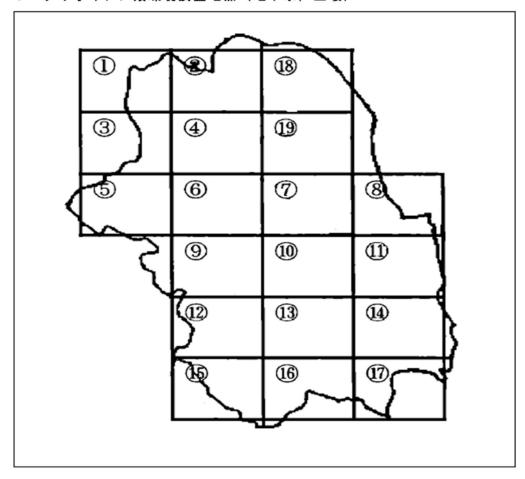
河川水質 単位:(pg-TEQ/L)

河川名	地点名	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	環境 基準
	孫八橋	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
田川	大曽橋	0.051	0.34	0.44	0.053	0.047	0.045	0.069	0.050	0.066	0.050	
御用川	錦中央公園	0.094	0.37	0.55	0.15	0.16	0.18	0.33	0.16	0.048	0.055	
釜川	つくし橋	0.13	0.35	0.13	0.083	0.097	0.077	0.077	0.078	0.047	0.20	1
姿 川	姿川橋	_				_		_	_	_		
西鬼怒川	西鬼怒橋	0.074	0.087	0.21	0.045	0.046	0.044	0.065	0.042	0.052	0.049	
鬼怒川	桑島大橋	_	_	_	_	_	_	_	_	_		

河川底質 単位:(pg-TEQ/g)

											1 0	
河川名	地点名	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	環境 基準
m III	孫八橋	_		_				_		_	_	
田川	大曽橋	0.69	0.34	0.16	0.13	0.22	0.12	0.13	0.12	0.093	2.4	
御用川	錦中央公園	0.72	0.42	0.44	0.31	1.1	0.25	0.39	0.56	1.2	0.76	
釜川	つくし橋	1.1	0.22	1.9	1.2	1.3	0.46	1.2	0.79	0.92	3.0	150
姿 川	姿川橋	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
西鬼怒川	西鬼怒橋	0.55	0.16	1.2	0.15	0.14	0.12	0.13	0.21	1.6	1.8	
鬼怒川	桑島大橋	_	_		_	_	_	_	_	_	_	

13-3 ダイオキシン類環境調査地点(地下水,土壌)



13-4 ダイオキシン類の経年変化(地下水)

19

0.046

環境基準 メッシュ H22 H23 H26 H27 H28 H29 H30 R1 H24 H25 1 0.0420.0432 0.0420.043 3 0.046 0.0404 0.065 0.043(5) 0.057 0.0696 0.0460.0420.040 7 _ 0.036 0.042 8 0.0420.0429 0.047 0.042 0.040 10 0.0350.042 0.040 1 11) 0.0420.042 _ 0.046_ _ 12 0.042_ 0.06213 0.03 0.062(14) 0.042 0.042 _ 15) 0.060.042 _ 0.062 16 _ 0.6 0.062 _ 17) _ 0.4_ 0.062 _ _ 18) 0.0420.043

0.042

単位:(pg-TEQ/L)

0.043

13-5 ダイオキシン類の経年変化(土壌)

単位:(pg-TEQ/g)

メッシュ	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	環境基準
1	-	0.45	-	-	-	-	-	-	0.83	1	
2	-	-	1.7	-	-	-	-	-	2.3	-	
3	3.1	-	-	-	_	_	_	2.5	-	_	
4	-	4.3	-	-	-	-	_	-	7.9	-	
(5)	_	-	4.1	-	_	_	-	1.6	-	-	
6	1.3	-	-	1.9	-	-	-	0.69	-	-	
Ø	_	7.7	-	_	_	14	_	_	-	-	
8	_	-	0.55	-	_	0.74	_	-	-	-	
9	0.073	-	-	0.027	_	_	_	0.029	-	-	
10	_	7.8	-	11	_	_	_	10	-	-	
11)	_	-	50	-	_	44	_	-	_	-	
12	6.1	-	-	3.1	_	_	2.8	_	-	-	
13	_	3.5	-	-	_	_	1.5	-	-	-	
14)	_	-	1.5	-	_	4.6	_	-	-	-	1.000
15	2.9	-	-	0.040	-	_	0.047	-	-	-	1,000
16	-	3.9	-	-	-	-	3.4	-	-	_	
17)	_	3.2	-	-	_	_	3.4	-	-	-	
18	-	-	2.8	-	_	-	-	-	2.1	-	
19	2.3	-	-	5.5	_	_	_	_	4.6	-	
			A. 氷室町	「地内	2.9			A. 平出工	業団地地内	9.1	
			B. 氷室町	地内	6.2			B. 平出工	業団地地内	11	
			C. 氷室町	地内	9.4			C. 平出工美	業団地地内	7.7	
発 生			D. 氷室町	「地内	8.1			D. 御幸本	:町地内	1.4	
源 周 辺	/		E. 氷室町	地内	0.048	/		E. 越戸3	丁目地内	0.46	
調査			F. 氷室町	地内	3.2			F. 平出工	業団地地内	13	
		/		6丁目地内	0.82			G. 泉が丘2	2丁目地内	3.7	
				4丁目地内	0.024			H. 陽東6	丁目地内	0.012	
			I. 鐺山町:	地内	0.025			I. 平出町均	地内	8.1	

※19メッシュを4年ローテーションで調査

【参考】全国のダイオキシン類に係る環境調査結果(平成30年度)

<u> </u>	7 1 1 1 1 1 1 1 1 1		17 (17000) 72	: <i>'</i>
環境媒体	調査地点数	環境基準 超過地点数	平均値	
公共用水域水質	1,431	17 (1.2%)	0.18	(pg-TEQ/L)
公共用水域底質	1,187	3 (0.3%)	5.9	(pg-TEQ/g)
地下水質	511	0 (0.0%)	0.044	(pg-TEQ/L)
土壌	818	0 (0.0%)	2.5	(pg-TEQ/g)

※ p g (ピコグラム) = 1 兆分の1(g)

[※] TEQ=毒性等量。ダイオキシン類全体の毒性の強さを表す。

14 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置状況(水質基準適用施設)

特定施	設	施設数
(15)廃棄物焼却炉に係る廃 ガス洗浄施設,湿式集じん 施設及び灰の貯留施設で	廃ガス洗浄施設	14
たるもの あって汚水又は廃液を排出するもの	灰の貯留施設	4
(18)下水道終末処理施設	1	
(19)水質基準対象施設を設 から排出される水の処理施設	1	
合 ;	20	
工場・事業	8	

[%] 1つの工場で複数の特定施設が設置されていることから、「合計」と「工場・事業場数」は一致しない。

15 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査結果(水質基準適用施設)

		分析結果		指導内容							
区分	立入 検査 件数	適合	不適合	排出·管理 基準遵守	自主分析	申請届出	施設等 点検・管理	処理施設等 設置・改善	管理組織体制	記録整備	その他
水質基準適用施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

16 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設に係る自主測定結果(水質基準適用施設)

		特定施設 種類	廃棄物焼却炉		使用の状況			測 定 結 果			
	工場·事業場名		焼却能力 (t/h)	日焼却量 (t/日)	1日当 使用時間	使用時間間隔	月使用日数 (日/月)	日排水量 (m3/日)	試料 採取日	排水濃度 (pg-TEQ/L)	適用基準
1	1 Mr H - 11	廃棄物焼却炉からの 廃ガス洗浄施設		休止中							
2	宇都宮市東横田清掃工場	灰貯留施設からの 汚水処理施設	2	12	24	0	20	864	R1.5.8	0.0013	10

3. その他生活環境関係

1 騒音,振動,悪臭に係る環境基準等

騒音に係る環境基準

	基	準 値			
地域類型	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間	午後10時から 翌日の午前6時まで		
AA	50(dB)以下		40(dB)以下		
A及びB	55(dB)以下	45(dB)以下			
С	60(dB)以下		50(dB)以下		

⁽注)AAをあてはめる地域は、栃木県にはない。

新幹線騒音に係る環境基準

地域類型	基準値		指 定 区 域	指定から除外する区域
I	70(dB) 以下	軌道中心線 から300(m) 以内の区域	第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 準住居地域 田園住居地域 用途地域の定めのない地域	・線路が堀割で、沿線の住居に及ぼす 騒音レベルが環境基準以下になる区域 ・工業専用地域、河川の地域 ・用途地域の定めのない地域で、かつ 住居が存在しない区間が1,000(m)に 及ぶ山林、原野、農業用地等
П	75(dB) 以下	同上	近隣商業地域,商業地域 準工業地域,工業地域	・トンネルの出入口から中央部方向へ 150(m)以上の区域

航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 (WECPNL) ※ 平成24年度まで	基準値(Lden) ※ 平成25年度から
I(専ら住居の用に供される地域)	70 (-) 以下 ^{単位なし}	デジベル 57(dB)以下
Ⅱ(I以外の生活を保全する必要がある地域)	75(-)以下	デシベル 62(dB)以下

[※] 栃木県は地域類型のあてはめを行っていない。

悪臭防止法に係る規制基準

規制 地域	規制基準(臭気指数)
都市計画法第8条に基づく用途地域	15

2 騒音に係る特定施設の設置状況及び特定建設作業の状況 騒音に係る特定施設の設置状況

特定施設の種類	騒 音 規 制 法	栃木県生活環境の 保全等に関する条例
14 AC //B IDC 47 12 AR	施設数	施設数
金属加工機械	323	2,459
空気圧縮機及び送風機	1,758	2,849
土石用破砕機等	17	129
織機	0	7
建設用資材製造機械	2	19
穀物用製粉機	26	12
木材加工機械	129	121
抄紙機	12	4
印刷機械	425	72
合成樹脂用射出成形機	132	224
鋳物造型機	2	12
クーリングタワー		1,030
合 計	2,826	6,938
工場·事業場数	477	705

^{※ 1}つの工場で複数の特定施設が設置されていることから、「合計」と「工場・事業場数」は 一致しない。

騒音に係る特定建設作業の状況

特定建設作業の種類	騒 音 規 制 法	栃木県生活環境の 保全等に関する条例
くい打ち機 等	7	3
さく岩機 等	44	6
空気圧縮機 等	6	1
コンクリートフ゜ラント アスファルトフ゜ラント	1	0
バックホウ	50	9
トラクターショベル	0	0
ブルドーザー	1	0
合 計	109	19

3 振動に係る特定施設の設置状況及び特定建設作業の状況 振動に係る特定施設の設置状況

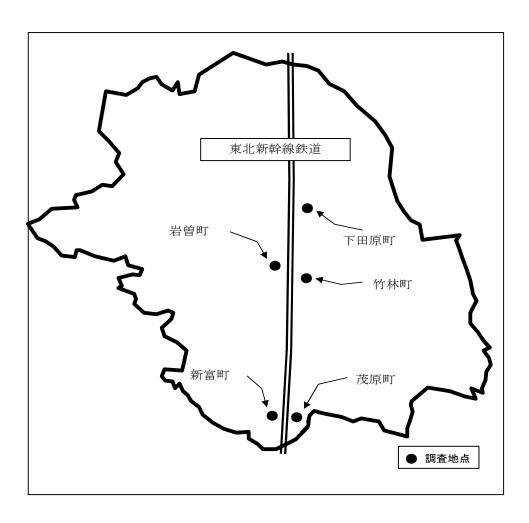
特定施設の種類	振動規制法	栃木県生活環境の 保全等に関する条例
14 AC //B DX 07 12 AR	施設数	施設数
金属加工機械	531	1,124
圧縮機	374	815
土石用破砕機等	19	135
織機	1	7
コンクリートブロックマシーン等	0	14
木材加工機械	12	6
印刷機械	106	35
ロール機	0	9
合成樹脂用射出成形機	148	194
鋳物造型機	2	17
승 計	1,193	2,356
工場・事業場数	199	244

^{※ 1}つの工場で複数の特定施設が設置されていることから、「合計」と「工場・事業場数」は 一致しない。

振動に係る特定建設作業の状況

特定建設作業の種類	振動規制法	栃木県生活環境の 保全等に関する条例
くい打ち機 等	5	1
舗装版破砕機 等	2	0
ブレーカー	31	4
合 計	38	5

4-1 東北新幹線騒音振動調査地点



4-2 東北新幹線騒音の経年変化

4一2 東北翁	- 2 東北新幹線騒音の経年変化 デシベル 単位:(dB)												
年 度		地域類型	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	環境基準
	岩曽町	I	_	73	_	74	_	73	_	74	-	73	
	竹林町	I	_	73	_	75	_	75	_	74	_	71	
調査地点 (地域類型)	新富町	I	73	_	72	_	70	_	70		71	_	70以下
	茂原町	I	71	_	71	_	72	_	69		70	_	
	下田原町	I	73	72	74	73	74	74	72	73	73	72	

※ dB(デシベル) 騒音や振動の大きさを表す単位。

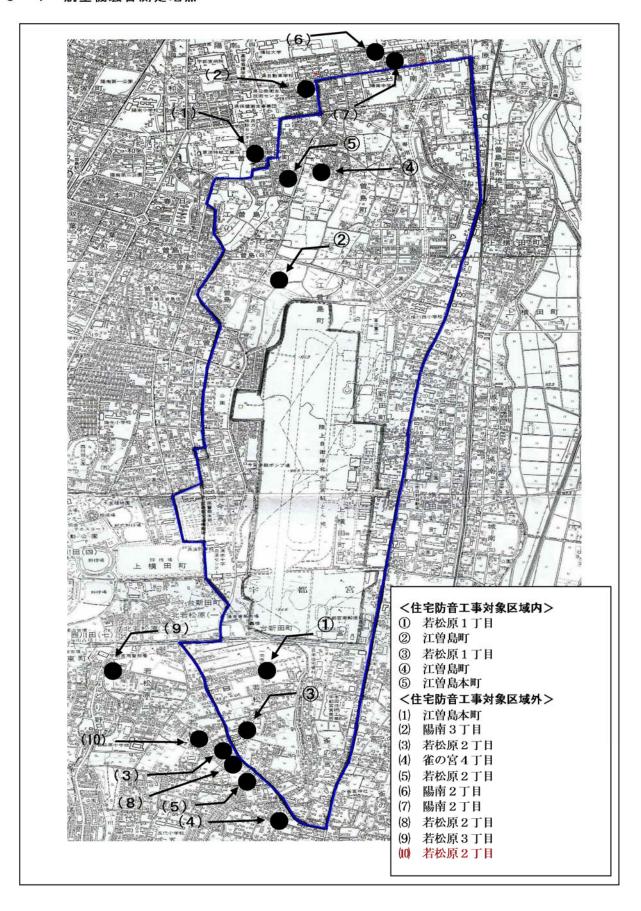
4-3 東北新幹線振動の経年変化

デシベル 単位:(dB)

年 度		地域類型	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	勧告指針値
	岩曽町	I	_	50		56	_	55	_	58	-	58	
	竹林町	I	_	54		53	_	53	_	53	_	51	
調査地点 (地域類型)	新富町	I	54	_	50	_	52	_	53	_	53	_	70以下
	茂原町	I	48	_	49	_	53	_	50	_	50	_	
	下田原町	I	58	57	58	60	59	59	54	55	54	55	

※ dB(デシヘール) 騒音や振動の大きさを表す単位。

5-1 航空機騒音測定地点



5-2 航空機騒音の経年変化

			H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
	1	若松原 1丁目	71.0	71.8	70.7	56.1	56.2	56.6	56.5	56.2	56.1	56.5
	2	江曽島町	68.8	69.5	69.5	56.3	56.1	55.5	55.4	55.1	55.4	55.7
住宅防音工事 対象区域内	3	若松原 1丁目	67.4	66.8	67.3	53.2	53.5	54.0	53.4	52.4	53.0	52.7
	4	江曽島町	63.6	65.0	66.8	53.9	54.4	55.6	53.6	51.8	_	-
	5	江曽島 本町	_	_	_	_	_	_	_	52.3	51.8	54.6
	(1)	江曽島 本町	60.8	63.4	62.1	48.6	47.6	51.9	51.2	57.4	48.3	51.0
	(2)	陽南 3丁目	63.4	63.5	62.9	54.4	46.2	54.1	56.6	50.6	47.3	49.7
	(3)	若松原 2丁目	64.5	64.0	63.4	50.1	46.5	52.1	54.0	51.7	-	-
	(4)	雀の宮 4丁目	64.8	66.5	62.4	52.0	53.5	53.0	51.3	51.2	52.0	51.8
住宅防音工事	(5)	若松原 2丁目	66.5	66.9	66.5	50.9	51.4	53.7	52.6	53.0	50.9	49.7
対象区域外	(6)	陽南 2丁目	59.6	60.4	57.5	44.5	55.2	49.5	44.0	46.4	46.8	47.0
	(7)	陽南 2丁目	61.9	63.2	60.8	47.8	51.1	55.7	49.4	49.0	48.8	53.5
	(8)	若松原 2丁目	68.2	66.5	64.2	51.3	51.5	52.6	54.3	52.9	54.1	52.6
	(9)	若松原 3丁目	_		_	_	_	_	_	_	42.9	-
	(10)	若松原 2丁目	_	_	-	-	-	-	-	-	-	49.9

参考:環境基準 ※1

地域の類型 ※2	基 準 値(WECPNL)平成24年度まで	基 準 値(Lden) 平成25年度から
I	70(一)以下	デシベル 57(dB)以下
П	75(一)以下	デジベル 62(dB)以下

「WECPNL」・・・加重等価平均感覚騒音レベル(WECPNL)とは、平成24年度まで採用されていた航空機騒音の環境基準に関する評価指標であり、航空機の最大騒音レベルと機数(発生回数)を基に評価値を求める。

「Lden」・・・時間帯補正等価騒音レベル(Lden)とは、平成25年度からWECPNLに代わり採用された評価指標であり、各航空機の騒音を、聞こえ始めから聞こえ終わりまでの、人が受ける騒音エネルギーを測定し、求める。

※1 航空機騒音に係る環境基準は、昭和48年2月27日付で告示され、飛行場周辺における航空機騒音による被害を防止するための発生源対策、障害防止対策等の各種施策を総合的に推進するに際しての目標となるべきものである。

※2 Iにあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、Ⅱにあてはめる地域は、I以外の生活を保全する必要がある地域とする。なお、栃木県では地域類型の当てはめを行っていない。

5-3 航空機騒音測定結果

デシベル 評価指標:Lden(単位:dB)

													計測指係	Lden(単位:dB)		
		住宅	防音工事対象区	(城内			住宅防音工事対象区域外									
No and a little war	0	Ø	3	④	6	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	
測定場所	若松原1丁目	江曾島町	若松原1丁目	江曾島町	江曾島本町	江曾島本町	陽南3丁目	若松原2丁目	雀の宮4丁目	若松原2丁目	陽南2丁目	陽南2丁目	若松原2丁目	若松原3丁目	若松原2丁目	
測定期間	第1種 住居地域	第1種 住居地域	第1種 中高層住居 専用地域	第1種 住居地域	第1種 住居地域	第1種 住居地域	第1種 住居地域	第1種 住居地域	第1種 中高層住居 専用地域	第1種 中高層住居 専用地域	準工業地域	準工業地域	第1種 中高層住居 専用地域	第1種 中高層住居 専用地域	第1種 中高層住居 専用地域	
令和1年5月28日~ 6月11日				-			49.7	-	51.8					-		
令和1年7月9日~			49.9	-	56.5			_						-		
8月6日 令和1年9月3日~																
9月17日				-				-				53.5	52.6	-		
令和1年10月1日~ 10月29日	常時監視	常時監視	52.0	-	51.5			-						-		
令和1年10月29日~ 11月12日				-				-		49.7	47.0			-		
令和2年1月7日~			56.2	-	55.7			-						-		
2月4日 令和2年2月4日~																
2月18日				=		51.0		_						=	49.9	
年平均	56.5	55.7	52.7	-	54.6	51.0	49.7	-	51.8	49.7	47.0	53.5	52.6	-	49.9	

6-1 自動車騒音環境基準達成率の経年変化

単位:(%)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	全国平均
環境基準 達成率	87	87	93	85	96	95	94	94	94	94	94.3 (H30)

6-2 自動車騒音環境基準達成状況の評価結果(道路種類別)

		評価	評価		評	価結果(全	体)		
			区間 数	住居等 戸数 ①+②+③+④	昼夜とも 基準値 以下 ①	屋のみ基 準値以下 ②	夜のみ 基準値 以下 ③	昼夜とも 基準値超過 ④	環境基準 達成率
			(区間)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(%)
全体	(住居等戸数)	386.8	239	34,758	32,615	661	230	1,252	
道	高速自動車国道	23.3	17	461	459	0	2	0	
路	一般国道	133.4	62	10,153	8,875	430	143	705	94
種類	都道府県道	210.8	139	19,084	18,377	182	83	442	
別	4車線以上の市町村道	19.3	21	5,060	4,904	49	2	105	

7 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭に係る特定施設の設置状況

悪臭に係る特定施設	施設数
飼料又は肥料製造施設	13
豚飼養施設	7
鶏飼養施設	17
動物性油脂又は ゼラチン製造施設	14
鶏ふん乾燥施設	12
医薬品製造施設	4
숌 計	67
工場・事業場数	23

^{※ 1}つの工場で複数の特定施設が設置されていることから、「合計」と「工場・事業場数」は一致しない。

8 公害等に係る苦情処理件数の経年変化

				公 害	関 係				その他
	騒音	振動	悪臭	ばい煙	粉じん	汚 水	その他	合 計	空き地の 適正管理
H22	39	1	16	12	3	4	0	75	435
H23	23	2	19	6	0	4	0	54	440
H24	26	0	24	0	6	4	0	60	474
H25	30	5	17	0	5	2	0	59	439
H26	32	4	16	2	3	2	0	59	567
H27	31	1	16	1	4	1	0	54	
H28	27	4	11	0	5	2	0	49	
H29	24	2	10	1	4	3	0	44	
H30	27	0	9	1	3	3	5	48	
R1	31	8	12	2	0	1	4	58	

第2部 環境行政のあゆみ

1. 環境行政のあゆみ

年 次	宇都宮市	国・県・その他
昭和 6		「国立公園法」制定
2 9	「公園条例」制定	「清掃法」制定
3 1	「文化財保護条例」制定	
3 2		「自然公園法」制定
3 3		「下水道法」制定
		「公共用水域の水質保全に関する法律」制定
		「工場排水等の規制に関する法律」制定
3 5	「西ごみ焼却場(下荒針清掃工場)」完成	
3 7		「ばい煙の排出の規制等に関する法律」制定
3 8	ごみ定時容器収集開始	
4 0	「下水道条例」制定	
4 1		「栃木県公害防止条例」制定
4 2		「公害対策基本法」制定
4 3	「屋板清掃工場」完成	「大気汚染防止法」,「騒音規制法」制定
4 4	ごみ収集運搬業務の一部民間委託開始	
4 5	「河川愛護会」発足	「水質汚濁防止法」制定
4 6	「公害対策審議会」設置	「悪臭防止法」制定
		「環境庁」設置
		「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」制定
4 7	「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」制定	「栃木県公害防止条例」制定
	下河原町に「公害研究所」を開設	「国連人間環境会議」開催(ストックホルム)
4.0		「自然環境保全法」制定
4 8		「公害健康被害補償法」制定
		「化学物質の審査及び製造等の規制に関する 法律 制定
		県下で初の光化学スモッグ被害発生
		(佐野,栃木,小山)
4 9		「国土利用計画法」制定
		「栃木県酸性雨等に係る緊急措置暫定要綱」制定
5 1		「振動規制法」制定
5 2	「環境保全協定」締結	
5 5	「河内清掃工場」稼動開始	
	「環境保全条例」制定	
5 6	「緑の相談所」オープン	
5 7	小学校4年生社会科補助教材発行	
5 8	長岡最終処分場埋立開始	「浄化槽法」制定
5 9	「都市緑化基金」創立	
6 0	「東横田清掃工場し尿処理施設」竣工	
6 3	「新屋板清掃工場」稼動開始	「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に
		関する法律」制定
		「第1回気候変動に関する政府間パネル」開催
<u> </u>		(ジュネーブ)
平成元	「生活排水処理計画」策定	
平成 2		「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関す
		る法律」制定
₩ + 0	「伊)が川、ハーニューとこのであった。	「地球温暖化防止行動計画」策定
平成3	「(財)グリーントラストうつのみや」設立 「都市景観基本計画」策定	「再生資源の利用の促進に関する法律」制定
	「	
	「上水道基本計画」策定	
	「自然環境基礎調査」実施(~4年度)	
Ii		

年	月	宇都宮市	国・県・その他
平成4	4		「環境と開発に関する国連会議(地球サミット)」開催(リオデジャネイロ)
			「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOX法)」制定
			「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存 に関する法律」制定
平成 5	11		「環境基本法」制定
	12		「アジェンダ 21 行動計画」策定
平成 6	12		「環境基本計画(国)」策定
平成 7	3	「公害対策審議会」廃止,「環境審議会」設置 「環境管理計画」策定	
	4	平成のごみ改革 (5種9分別,半透明ごみ袋使用,粗大ごみ 個別有料収集開始) 「大規模建築物等景観形成届出要綱」策定	
			「こどもエコクラブ」発足
	6		「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促 進等に関する法律」制定
	12	「屋外広告物条例」制定	
平成 8	3	「騒音規制法」,「振動規制法」,「悪臭防止法」, 「栃木県公害防止条例」に係る規制指定 「一般廃棄物処理基本計画」改定	「栃木県環境基本条例」制定
	4	産業廃棄物に関する事務開始	
平成 9		「環境モニター」制度創設	
1 /9/4 0	3	「環境活動推進協議会」設置	
	4	「空き缶等の散乱防止に関する条例」施行 「一般家庭用機械式生ごみ処理機購入補助制 度」開始	
	6		「環境影響評価法」制定
	8	「環境配慮指針」策定	
	11	「第4次総合計画」策定	
	12	「栃木県央都市圏空き缶等散乱防止対策協議会」設置	「気候変動枠組条約第3回締約国会議」開催 (京都) 京都議定書採択
平成10	4	「農業振興地域整備計画」策定	
	10		「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定
	11		「気候変動枠組条約第4回締約国会議」開催
平成11		西清掃事業所廃止	(ブエノスアイレス) 「栃木県環境基本計画」策定
十八八	3	「中心市街地活性化基本計画」策定	「栃木県環境影響評価条例」制定
	4	「自然環境基礎調査」実施(~12 年度) 「森林整備計画」策定	
	6	「庁内環境配慮行動計画」策定	
	7		「ダイオキシン類対策特別措置法」制定 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及 び管理の改善の促進に関する法律(PRTR
	10		法)」制定 「気候変動枠組条約第5回締約国会議」開催 (ボン)
	12	「土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例は制定	(WV)
平成12	3	害の発生の防止に関する条例」制定 「緑の基本計画」策定	
十八12	3	「豚叼茶半計画」 界化	

年	月	宇都宮市	国・県・その他
平成12	4		「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に係る法律(容器包装リサイクル法)」完全施行
	6	下荒針清掃工場稼動停止	「循環型社会形成推進基本法」制定
	11		「気候変動枠組条約第6回締約国会議」開催
	12	「都市マスタープラン」策定	(ハーグ) 「環境基本計画(国)」策定(改定)
平成13	1	Tability (7/7 / 7/2) TRAC	「環境省」発足
	3	「新生活排水処理計画」策定 「住宅基本計画」策定 「一般廃棄物処理基本計画」改定 公衆便所のバリアフリー化実施」 クリーンパーク茂原(焼却ごみ処理施設,リ サイクルプラザ)本格稼動	「栃木県地域新エネルギービジョン」策定 「栃木県環境学習指針」策定
	4	クリーンパーク茂原内に環境学習センター オープン ペットボトル分別収集(5種10分別)開始	「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)完全施行 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」完全施行
	5		「食品循環資源の再生利用等に関する法律(食品リサイクル法)」完全施行
	6	全市立小中学校の給食用牛乳パック回収実施	「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子 状物質の特定地域における総量の削減等に関 する特別措置法(自動車NOX・PM法)」制 定
	9	「環境保全条例」廃止, 「環境基本条例」制定 「空き地の適正管理に関する指導要網」制定	
	10		「気候変動枠組条約第7回締約国会議」開催 (マラケシュ)
	12	本庁舎においてISO14001 認証取得 「第2次生涯学習推進計画」策定 「都市景観ガイドライン」策定	
平成14	2	「地域新エネルギービジョン」策定	
	3	「野外環境学習活動実行計画」策定 「生ごみ等減量化・資源化計画」策定	「地球温暖化対策推進大綱」策定
	4	機構改革により、環境部が、環境企画課、環境保全課、資源循環推進課、廃棄物対策課、 クリーンセンターに再編	
	5		「土壌汚染対策法」制定 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する 法律 (建設リサイクル法) 」完全施行
	7		「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」制定
	8	「都心部グランドデザイン」策定	3.5.22
	11	「リサイクル推進員制度」創設	「気候変動枠組条約第8回締約国会議」開催 (ニューデリー)
	12	全地区市民センターにおいて I S O 14001 認 証取得	「自然再生推進法」制定
平成15	2	「環境基本計画」策定 「農業振興地域整備計画」改定 「行政経営指針」策定 「うつのみや百景」決定	
	3	「第4次総合計画改定基本計画」策定 「環境学習基本指針」策定	「循環型社会形成推進基本計画(国)」策定 「栃木県エコスラグ有効利用促進指針」策定

年	月	宇都宮市	国・県・その他
平成15	4	「家庭版環境 I S O 認定制度」スタート 「学校版環境 I S O 認定制度」スタート 「市民活動助成基金制度」創設 「市民ボランアナイア活動保険制度」創設	
	5 10	「住宅用太陽光発電システム補助制度」創設 「自転車利用活用基本計画」策定 「身近な生活圏の公園づくり指針」策定 「緑地保全及び都市緑化推進の仕組みづく	「環境の保全の為の意欲の増進及び環境教育 の推進に関する法律」施行
	11	り」策定 「資源物持ち去り防止要綱」制定	
	12	クリーンパーク茂原等7施設において ISO14001 認証取得	「気候変動枠組条約第9回締約国会議」開催 (ミラノ)
平成16	3	「食料・農業・農村基本計画」策定 「都市観光推進プラン」策定 「大谷観光推進基本計画」策定 「下水道事業基本計画」策定	「栃木県水環境保全計画」策定
	6	「うつのみや環境行動フォーラム」設立	「特定外来生物による生態系等に係る被害の 防止に関する法律(外来生物法)」の公布
	8		「栃木県レッドデータリスト」公表
	10		「栃木県生活環境の保全等に関する条例」公布
	11	「市民協働指針」策定 「地区行政の推進に係る大綱」策定	
	12	「エコパーク板戸」稼動	「気候変動枠組条約第 10 回締約国会議」開催 (ブエノスアイレス)
平成17	2		「京都議定書」発効
	3	「飛山城史跡公園」オープン	
	4		「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法)」施行「栃木県生活環境の保全等に関する条例」施行(一部10月1日施行)
	6	「事業所版環境 I SO~ECOうつのみや 21~」創設	
	9	「うつのみや人づくりビジョン」策定	
	12		「気候変動枠組条約第 11 回締約国会議」開催 (モントリオール)
平成18	1		「クリーン開発と気候に関するアジア太平洋 パートナーシップ第1回閣僚会議」開催(シド ニー)
	2		「石綿による健康被害の救済に関する法律(ア スベスト救済法)」制定
	3	「一般廃棄物処理基本計画」策定 「生活排水処理基本計画」策定	「改正・大気汚染防止法(アスベスト飛散防止 強化)」施行 「栃木県環境基本計画」改定 「栃木県地球温暖化対策地域推進計画」改定
	4	「文化振興基本計画」策定 「生活交通確保プラン」策定 機構改革により,環境企画課が環境政策課, 資源循環推進課がごみ減量課に変更	「改正・大気汚染防止法 (揮発性有機化合物 (VOC) 排出規制)」施行 「第三次環境基本計画 (国)」策定 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する 法律 (オフロード法)」施行
	5	「地区行政推進計画」策定	「新・国家エネルギー戦略」策定
	7	「大谷の奇岩群」名勝指定	
	9	「市民協働推進計画」策定	
	11	「不法投棄未然防止推進計画」策定	「気候変動枠組条約第 12 回締約国会議」開催 (ケニア・ナイロビ)

年	月	宇都宮市	国・県・その他
平成19	2	「地球温暖化対策地域推進計画」策定 「宇都宮市役所"ストップ・ザ・温暖化プラ ン"」策定(旧庁内環境配慮行動計画) 「グリーン調達推進方針」策定	
-	3	「食育推進計画」策定 「宇都宮城址公園」オープン	
	5		「国等における温室効果ガス等の排出の削減 に配慮した契約の推進に関する法律(環境配 慮契約法)」施行
ļ.	6		「21世紀環境立国戦略」策定
ļ.	8	「第1回もったいない全国大会」開催	
<u>[</u> .	9	「景観計画」策定	
	10		「改正特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン破壊・回収法)」施行
ļ.	11		「第3次生物多様性国家戦略」策定
	12		「気候変動枠組条約第 13 回締約国会議」開催 (バリ)
平成20	3	「第5次総合計画基本計画」策定 「ごみ処理基本計画」改定 「住生活基本計画」策定 「地域教育推進計画(第3次宇都宮市生涯学 習推進計画)」策定	「京都議定書目標達成計画」改定 「第2次循環型社会形成推進基本計画」策定 「栃木県環境学習・環境保全活動推進指針」策 定 「とちぎの元気な森づくり憲章」制定
	4	「環境基本計画(改定版)」策定 機構改革により,クリーンセンターが廃棄物 施設課に変更	「とちぎの元気な森づくり県民税」創設 「エコツーリズム推進法」施行
	5	「宇都宮市環境協定」締結	「エネルギー使用の合理化に関する法律」改 正
	6	「第2回もったいない全国大会」開催 「日本カーボンアクションプラットホーム」 (JCAP)への参加	 「生物多様性基本法」制定 「日本カーボンアクションプラットホーム」 (JCAP)の設立
	7	「みんなでごみのないきれいなまちをつく る条例」施行 「路上喫煙等による被害の防止に関する条 例」施行	北海道洞爺湖サミット開催 「低炭素社会づくり行動計画」策定
-	8	「スイッチオフday」試行開始	
	10	「エコ通勤推進デー」施行	「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料 としての利用の促進に関する法律(農林漁業 バイオ燃料法)」施行
	12	「低炭素都市推進協議会」参加	「改正地球温暖化対策の推進に関する法律」施行 「気候変動枠組条約第 14 回締約国会議」開催 (ポーランド) 「低炭素都市推進協議会」設立
平成21	3	「もったいない運動市民会議」設立 「生活環境保全推進計画」策定 「生活排水処理基本計画」改定 「バイオマスタウン構想」策定	「環境情報戦略」策定
	7	「低炭素型地域活力創造事業」創設	「美しく豊かな自然を保護するための海岸に おける良好な景観及び環境の保全に係る海岸 漂着物等の処理等の推進に関する法律」施行
	9	「もったいないフェア」開催 「宇都宮都市交通戦略」策定	
	11	THE RESERVED VIOLET VIVE	「とちぎ環境立県戦略」策定
	12		「気候変動枠組条約第 15 回締約国会議」開催 COP15 (デンマーク)
平成22	3		「生物多様性国家戦略 2010」策定

平成22 プラスチック製容器包装・紙パック・白色	
	鱼 卜
4 レイ収集(5種13分別) 開始 「第2次都市計画マスタープラン」策定	
「男と次都川計画マスターノフン」 泉上	「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部
5	を改正する法律」公布
	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部
9 「もったいないフェア」開催	を改正する法律」公布 「生物多様性とちぎ戦略」の策定
	「地球温暖化対策基本法案」閣議決定
10	生物多様性条約第 10 回締結国会議 (COP10)
	気候変動枠組条約第 16 回締約国会議 (COP16) 栃木県が「EV・PHVタウン」に選定
12 「自転車のまち推進計画」策定 平成23 。	「環境物品等の調達の推進に関する基本方
	針」(グリーン購入法基本方針)変更閣議決定
「第2次環境基本計画」の策定	「栃木県版レッドリスト」の改定
「第2次緑の基本計画」の策定	「栃木県環境基本計画」の策定 「栃木県地球温暖化対策実行計画」の策定
「文化振興基本計画」の改定	「栃木県廃棄物処理計画」の策定
3	「とちぎ森林・林業・木材産業未来ビジョン
	2011」の策定 「栃木県生活環境の保全等に関する条例」の
	一部改正
4	「環境影響評価法の一部を改正する法律」公
	布 「環境教育等による環境保全の取組の促進に
6	関する法律」公布
	「再生エネルギー特措法」公布
8	「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処 理に関する特別措置法」施行
0	「放射性物資汚染対処特措法」公布及び一部
	施行
9 「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」の第	新定
「もったいないフェア」開催	気候変動枠組条約第 17 回締約国会議 (COP17)
11	「放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方
	針」閣議決定
12	栃木県が「再生可能エネルギービジネスモデ ル創造特区」に選定
平成24 「うつのみや産業振興ビジョン」の策定	7476273 1-676
「みんなでまちづくりプラン(第2次市目	民協
3 働推進計画)」の策定	sides _e t->
「第2次宇都宮市地区行政推進計画」の第「宇都宮市景観推進プラン」の策定	表足
1 HP I II 7 N MILLOCE / / V] 22 N N	「第4次環境基本計画」の策定
4	「環境影響評価法の一部を改正する法律」施
6	行 国連持続可能な開発会議(リオ+20)
8	「小型家電リサイクル法」公布
9 「もったいないフェア」開催	
11	気候変動枠組条約第 18 回締約国会議(COP18)
平成25 「宇都宮市一般廃棄物処理施設基本構想」の領	
3 「宇都宮市上下水道基本計画改定計画」を策録 「太陽光発電向け市有財産貸出事業」を実施	Ė
5	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正
6	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の
	確保等に関する法律 (フロン回収・破壊法)」を改正
9 「もったいないフェア」開催	与纪亦動执知及始第 10 同统约甲入类 (20P10)
11	気候変動枠組条約第 18 回締約国会議 (COP19) 地球温暖化対策推進本部が, 2020 年度の温室
11	効果ガス削減目標を 2005 年度比で 3.8%減を
	提示

年	月	宇都宮市	国・県・その他
平成 2 6	6		「土壌汚染対策法」改正
	8	国の「J-クレジット制度」において,「みやC	
		O2バイバイプロジェクト」が認定	
	9	「もったいないフェア」開催	
平成 2 7	<u> </u>		フロン回収・破壊法が改正され,「フロン類の
1 /2 2 1	4		使用の合理化及び管理の適正化に関する法
	ļ 		律」(略称「フロン排出抑制法」)が施行。
	6		国が2030年度の温室効果ガス削減目標を2013
		「もったいないフェア」開催	年度比で 26%削減(案)を表明
	9	「もうたいないクエク」所催	
平成 2 8		「第3次宇都宮市環境基本計画」	
		「宇都宮市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)」	
		「第2次宇都宮市役所「ストップ"ザ"温暖化」プラン」	
	3	「うつのみや生きものつながりプラン」	
		「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」 「第3次宇都宮市不法投棄未然防止推進計画」	
		上記計画を策定	
	4		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の
	4		一部を改正する政令の施行
	9	「もったいないフェア」開催	
			栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規
	12		則の一部を改正する規則の施行(工業専用地
			域における振動規制基準の見直し)
平成29		「第6次総合計画」策定	栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規 則の一部を改正する規則の施行(独自の公害
	3	「うつのみや産業振興ビジョン」改定 「第3次市民協働推進計画」策定	防止等を目的とした条例を制定した市町域の
		· 另 3 认 印 人 励 例 IE 是 可 画 」 來 足	適用除外規定の追加)
			「第5次環境基本計画」の策定
	4		電気事業者による再生可能エネルギー電気の
	4		調整に関する特別措置法等の一部を改正する 法律(改正 FIT 法)の施行
	<u> </u>		
			知事及び全市町長による「COOL CHOICE とち ぎ」共同官言
	5		6] 共岡基青
	<u> </u>		
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の 一部を改正する政令等の施行(水銀使用製品
	10		産業廃棄物等に係る処理基準の追加等)
	ļ		
平成30			「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関
	2		する指導指針」策定 「気候変動適応法案 閣議決定
			ハッスを対応でいる人」「静城八人
令和元			「森林環境税及び森林環境贈与税に関する法
	3		│ 律」公布 │ 「栃木県災害廃棄物処理計画」策定
			- 100小尔久百虎来彻及垤可凹〕水足

2. 宇都宮市環境基本条例

平成13年9月28日

条例第32号

宇都宮市は、遠く日光連山を望み、北西部の緑豊かな丘陵地、南東部の広大な平野及び鬼怒川、田川、婆川の清流が織りなす自然の恵みを受け、多くの先人たちのたゆみない歴史と文化の積み重ねにより、二荒の森を中心にして発展を遂げてきた。

しかし、今日、都市化の進展や生活様式の変化等に伴い、環境への負荷は高まり、都市型公害や生活型公害が顕在化している。また、人の活動により身近な自然が減少し、廃棄物の発生量の増大などが引き起こされ、さらには、地球温暖化やオゾン層の破壊などの問題が地球的規模で広がりをみせ、人類を含むすべての生物の生存基盤そのものを脅かすに至っている。

こうした環境に関する問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済システムやそれを支えている 私たちのライフスタイルに根ざしており、その解決のためには、一人ひとりが日常生活の在り方を見直すとと もに、環境をより良くするための行動を自ら実践することが必要となっている。

私たちは、健全で恵み豊かな環境の下に、等しく健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、人類の 存続の基盤である環境を将来にわたって守り、育み、引き継いでいく大きな責務を有している。

このような認識の下、私たちは、「環境都市」の実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、将来の世代にその環境を継承することができるよう環境の保全及び創造に関する基本的事項を定め、地域の自然的社会的条件に応じた施策を推進し、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民による役割分担と相互協力の下、社会経済活動その他の 活動による環境への負荷を低減し、限りある資源を循環できる持続可能な社会への転換を図るとともに、自 然環境を保全し、人と自然とが共生する都市を形成するよう適切に行わなければならない。
- 2 環境都市の実現に向けた前項の目標を推進するに当たっては、人の活動による地球全体の温暖化、オゾン 層の破壊の進行、野生生物種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に対 し、その支障の原因となるおそれのあるものを取り除き、又は改善する措置を講ずる等の環境の保全に貢献 することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、環境の保全及び創造について、地域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策 定し、実施する責務を有する。
- 2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、積極的に環境への負荷の低減及び地域の緑化の推進に努める ものとする。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、その事業活動において、ばい煙、汚水その他排出物等を適正に処理し、これらによる公害 の発生を防止するとともに、廃棄物及び温室効果ガスの排出を抑制するほか、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動において、環境への影響が少なく、資源の再生に資する原材料、製品、役務等を 積極的に利用するとともに、利用した製品その他の物が廃棄物になった場合に、その適正な処理を図るた め、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 事業者は、その事業を行う区域内に緑地を確保するとともに、野生動植物の生態系に配慮し、自主的に樹木及び花きを植栽する等の人と自然とが豊かに触れ合う緑あふれる環境づくりに努めなければならない。
- 4 事業者は、市がこの条例に基づき実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。 (市民の責務)
- 第6条 市民は、焼却煙及び騒音の発生の防止、廃棄物及び温室効果ガスの排出の抑制、資源及びエネルギー の節減その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 市民は、野生動植物の生態系に配慮し、自主的に樹木及び花きを植栽する等の人と自然とが豊かに触れ合う緑あふれる環境づくりに努めなければならない。
- 3 市民は、市がこの条例に基づき実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境への負荷を低減するための措置)

第7条 市は、事業者による事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の 汚濁、土壌の汚染、騒音、振動及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止 し、及び温室効果ガスの排出を抑制するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用のための措置)

第8条 市は、廃棄物の発生抑制、製品の再資源化並びに資源及びエネルギーの有効利用が図られるとともに、環境への影響が少なく、資源の再生に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう資源の循環的利用のために必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全及び生物の多様性確保のための措置)

第9条 市は、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、野生動植物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(人と自然とが共生する都市を形成するための措置)

第10条 市は、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に位置付けられ、それぞれが相互に関わりあい、人と自然との豊かな触れ合いが保たれるよう人と自然との共生が図られる都市の形成に必要な措置を講ずるものとする。

第3章 環境の保全及び創造に関する施策の推進

(環境基本計画)

- 第11条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向性
 - (2) 前号に定めるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ宇都宮市環境審議会の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境管理)

第12条 市長は、第2章の施策を実施するに当たっては、環境への負荷を低減し、環境の保全及び創造に資するため、環境を管理する制度を用いるとともに、事業者その他の者がその制度を導入できるよう促進に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第13条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施 に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果 に基づきその事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するよう努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第14条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(環境に関する教育の充実及び環境学習の推進)

第15条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造について理解を深めるとともに、環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるよう環境に関する教育の充実及び環境学習の推進に努めるものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、市民及び事業者が行う地域の緑化、再生資源の回収その他の環境の保全及び創造に関する自主的な活動を促進するため、情報の提供に努めるものとする。

(施策の総合的な調整及び効果的な推進)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的な調整及び効果的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第18条 市は、環境の保全及び創造を図るための施策のうち、広域的な取組みを必要とするものについて、国 及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(環境の状況等の報告)

第19条 市長は、毎年度、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにした報告 書を作成し、公表するものとする。

第4章 環境審議会

- 第20条 環境基本法 (平成5年法律第91号) 第44条の規定に基づき,宇都宮市環境審議会 (以下「環境審議会」という。)を置く。
- 2 環境審議会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 環境基本計画について、第11条第3項の規定に基づき意見を述べること。
 - (2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議すること。
- 3 環境審議会は、委員20人以内で組織する。
- 4 前3項に定めるもののほか、環境審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則抄

(施行期日)

1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。

(宇都宮市環境保全条例の廃止)

2 宇都宮市環境保全条例(昭和55年条例第42号)は、廃止する。

宇都宮の環境 (環境状況報告書 令和2年度版)

発行年月令和3年3月発〒320-8540

宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市 環境部 環境政策課

電話 028-632-2403

fax 028-632-3316

E-mail u0715@city.utsunomiya.tochigi.jp